

会議の経過

開議 午前10時00分

令和5年6月8日（第1日目）

議長（高橋拓生君）

ただいまから、令和5年平泉町議会定例会6月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

本定例会6月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開きください。

監査委員から、令和5年2月分から4月分までの現金出納検査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

40ページをお開きください。

本定例会6月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

なお、千葉賢一農業委員会会長から病気療養のため欠席届が出されており、石川文士良農業委員会会長職務代理者が代理出席しております。

また、菅原幹成副町長から本日欠席する旨の報告がありましたので申し添えます。

41ページをお開きください。

定例会3月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付したとおりですのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会議員から一部事務組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会の報告を願います。

一関地区広域行政組合議会議員、真籠光幸議員。

7番（真籠光幸君）

一関地区広域行政組合議会の報告をいたします。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告します。

令和5年6月8日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合、副議長、真籠光幸、議員、稻葉正。

令和5年3月23日午前10時より、一関市役所議場におきまして、第48回一関地区広域行政組合

議会定例会が開催されました。

付議事件は、報告第1号、議案第1号から第5号、発委第1号まで、いずれも賛成多数にて全て原案のとおり可決をされました。

50ページから59ページを参照いただきます。

議案第2号とありますが、今さらでございますが、議案第1号の間違いでございます。一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例の制定についてとなります。

以下、議案ナンバーが1つずつ繰り上がりますので、ご了承いただきたいと思います。

議案第2号、一関地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

60ページから71ページを参照いただきます。

採決の結果、起立全員にて原案のとおり可決をされました。

次に、議案第3号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）。

72ページになります。

これも一部訂正をいたしますが、第1条、「歳入歳出予算の総額に」歳入歳出それぞれ5,339万1,000円を減額しとございますが、「歳入歳出の総額から」の間違いでありますので、訂正をお願いいたします。

採決の結果、起立多数にて原案のとおり承認をされました。

議案第4号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算ですが、79ページを参照いただきます。

歳入歳出予算の総額27億4,940万円と定めるものであり、採決の結果、起立多数にて原案のとおり可決をされました。

議案第5号、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算であります。

107ページをご覧ください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額を165億7,673万円、サービス勘定の歳入歳出予算の総額を3,184万円と定めるものであります。

採決の結果、起立全員にて原案のとおり可決をされました。

発委第1号、一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、135ページを参照いただきます。

内容につきましては、136ページから155ページをお目通しいただきます。

採決の結果、起立全員にて承認をされました。

なお、付け加えまして、新リサイクルプラザ建設に伴う現行の一関リサイクルプラザの現況を、6月6日、広域行政組合議会全員にて視察をしてまいりました。

最終処分の埋め立て量を減らすためにも、分別が大事であります。新施設の建設に伴い、今後、新しい分別の仕方が示されることとなります。的確な分別でマテリアルリサイクルを増やし、最終処分量を減らす取り組みを広域行政は行ってまいります。

一関地区広域行政組合議会の報告は以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

156ページ、お開き願いたいと思います。

3月17日になりますが、経済講演会及び平泉町企業懇談会、3年ぶりに開催をしたところであります。

3月24日、平泉町総合計画審議会、同じ3月24日ですが、東稻山麓地域世界農業遺産認定推進協議会臨時総会及び祝賀会を開催させていただいたところであります。

3月27日になりますが、岩手県世界遺産保存活用推進協議会が開催されております。

3月28日になりますが、次のページになります。こくみん共済c o o p「7才の交通安全プロジェクト」横断旗贈呈式が町長室で行われております。

3月28日、同じ日になりますが、平泉町観光審議会が開催されております。

4月、新年度になります。4月3日、月曜日ということにもなりますが、再任用職員・派遣職員・新規採用職員・管理職等々、辞令交付が行われておりますし、また、平泉町消防団長の辞令交付もさせていただいたところでありますし、平泉町教職員辞令交付式及び着任式を行わせていただいたところであります。

4月6日になりますが、地域おこし協力隊辞令交付式、3名の方が本年協力隊としてご来町いただいているところであります。

4月6日、保健推進員の会議が行われております。

また、4月7日、民生児童委員協議会の総会、そして、長島小学校、平泉中学校、平泉小学校の入学式も4月7日に行われております。

4月13日、国際交流員の辞令交付式が行われております。本年、新たに中国の方であります、国際交流員として着任いただいたところであります。

4月16日、平泉町交通安全母の会連合会の総会が開催されております。

次のページになります。

158ページになりますが、4月17日、長島少年消防クラブ入団式が行われております。

4月22日、西行桜の森まつりが開催され、本年も小学校の児童の皆さんと一緒に桜の植樹も行わせていただいたところであります。

4月28日、肉フェスが東京都江東区で行われ、全国各地からそれぞれの地域の名産、特産であります牛が出店され、いわて南牛も出店し、大いにぎわっていただいたところであります。

5月1日から5日までですが、春の藤原まつりが開催されており、1日には藤原四代公の追善法要が行われております。

3日が源義経公東下り行列、159ページになります。同時に、和歌山県田辺市との姉妹都市提

携されてから40年という年を迎えることから、40周年の交流会を開催させていただいたところであります。

5月5日は弁慶力餅競技大会が開催されております。

5月10日になりますが、新規高等学校卒業者の雇用に関する共同宣言活動を行わせていただいたところであります。

5月12日になりますが、春の全国交通安全運動に係る黄色い羽根配布活動を街頭指導をさせていただいたところであります。

5月22日になりますが、ご承知のとおり、日本画の画家であります村田林藏画伯の絵画展が5月15日から22日まで開催されておりますが、その22日に「平泉回想鳥瞰図」という屏風に描いた鳥瞰図ですが、村田林藏画伯から贈呈を受けたところであり、22日にそれを受領したということになります。

5月22日、県南広域圏首長懇談会が、本年は遠野市で行われましたが、対面で行われたのは3年ぶりということになります。

5月23日、一関地方農業再生協議会の総会が開催されております。

5月26日、平泉農業委員会委員候補者審査委員会が開催されております。

5月27日、ライス・アート in ひらいづみが開催されております。本年も緑が丘中学はじめ多くの町民の方々にご参加をいただき、ライス・アート、田植を行わせていただいたところであります。

6月1日から8月10日までになりますが、地域懇談会が瀬原1区を皮切りに開催させていただいているところであります。

6月4日、全国植樹祭、陸前高田市で開催されているところであります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、佐藤孝悟議員、10番、千葉勝男

議員を指名いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会6月会議の会議期間は、本日から6月15日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から6月15日までの8日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（高橋拓生君）

日程第3、請願第1号から日程第5、請願第3号まで請願3件を一括議題といたします。

請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について、紹介議員の説明を求めます。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

請願第1号、令和5年5月24日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

請願者、住所、岩手県一関市山目字中野130、岩手県教職員組合県南支部、氏名、支部長、三好浩史。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願です。

紹介議員は私、高橋伸二、升沢博子でございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

請願事項でございますが、（1）として、国においては、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

（2）学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

（3）自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

（4）教職員の待遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を發揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

（5）新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランス確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

（6）教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

貴議会におかれましては、上記の事項について、関係機関に意見書を提出していただきたく地方自治法第124条の規定により請願いたします。

要請先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣となっております。

請願の理由は、5ページに記してございます。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の2021年施行により、公立小学校の学級編制基準が小学校2年生から35人に段階的に引き下げられ、中学校・高等学校での早期引き下げも望まれています。岩手県においては、国に先だって今年度から公立の小学校と中学校は35人の学級編制となりましたが、子どもたちの多様化が一層進展するなどの状況下において、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、学校現場で解決すべき課題が山積しております。2023年4月28日公表の文部科学省による教員の勤務実態調査では、6年前より在校等時間が短縮されたものの、持ち帰りを含めた残業時間は月80時間を超えており、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。独自財源により人的配置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも、義務教育を保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2024年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

意見書の内容は、請願事項6項目と同様でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

請願第2号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と待遇改善を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

請願書の写しが配付されていると思いますので、お目通しを願います。

請願第2号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願。

紹介議員は私、三枚山光裕と千葉勝男、高橋伸二の各議員です。

平泉町議会議長、高橋拓生殿。

請願の提出者は、盛岡市本町通2丁目、岩手県医療労働組合連合会、執行委員長、鈴木寿子さんです。

請願の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、入院できない「医療崩壊」や介護を受けられない「介護崩壊」が現実となったこと、他の先進諸国と比べて、医師、看護師、介護職員、保健師が圧倒的に不足することが根本的原因であり、長年の人手不足の解消には、OEC平均以下の看護師の賃金の改善、ケア労働者の処遇改善が必要なこと、毎年発生している自然災害時の対応や新たな感染症への備えも、平時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の充実、機能強化を求めていきます。

請願の項目は、1つに、医師、看護師、介護職員などの増員、ケア労働者の賃上げの支援。

2つに、医療や介護現場の「夜勤交替制労働」に関わる労働環境の抜本改善として、1つに、労働時間の上限規制や勤務間インターバルの確保、財政的支援。2つに、夜勤交替制労働者の週の労働時間の短縮。3つに、介護施設や有床診療所などの複数夜勤体制ということです。

項目の3つは、公立・公的病院の拡充・強化、保健所の増設など。

4つに、患者、利用者の負担軽減です。

関係機関に対して、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するのを求める内容となっています。

岩手県では、県立病院が新型コロナの入院患者の約7割、公立と公的病院を合わせると95%の入院患者を受け入れました。全国一医師が少ない岩手県において、全国一の県立病院のネットワークが大きな役割を発揮したものです。こうした状況も認識いただき、慎重審議をお願いをいたします。

以上で説明といたします。

議長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

請願第3号、長島字滝の沢地区内の「町道認定されていない生活道路」の早期の「町道認定」と「道路改良」を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

請願第3号、令和5年5月29日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

請願代表者、住所、平泉町長島字生江田26-1、氏名、第15行政区区長、千葉健一。

長島字滝の沢地区内の「町道認定されていない生活道路」の早期の「町道認定」と「道路改良」を求める請願。

紹介議員は私、高橋伸二、同じく千葉勝男議員でございます。

請願理由でございますが、町内の「生活道路で町道認定されていない」道路一覧表によると、土地の区分を「道路等」としているものが51箇所あり、いずれも町道に認定されていない住民の「生活道路」が存在しています。

その1つに長島字滝の沢地区内の通称「林坂線（赤線）」があります。この林坂線は、前記51箇所の中でも道路利用戸数が最も多い道路となっています。

昨年3月には、この道路の一部（約19m）が地権者から町へ無償譲渡され、所有権移転後の同年7月、町道竜ヶ坂滝の沢線の一部とする区域変更も行われています。

本年3月20日には、この道路を利用している5戸の利用者と連名で、現状を記した「拡幅工事の要望」を青木町長に「要望書」（別添）として提出したところです。

地域防災体制の拡充が求められている中、平泉町議会においては道路行政にかかる喫緊の課題である事をご理解いただき、「町道認定」に特段のご配慮と早急な対応をお願いするものです。

尚、当該道路に隣接する地権者は道路改良に伴う必要な土地の「無償提供」の意思について誠意ある回答を得ている事を申し添えます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び請願第2号は総務教民常任委員会に、請願第3号については産業建設常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第6、報告第5号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、報告案件1件につきましてご説明をいたします。

議案書3ページをお開き願います。

報告第5号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、別紙のとおり報告しようとするものでございます。

議案書4ページをお開き願います。

別紙、令和4年度平泉町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、肥料価格高騰対策支援事業につきましては、翌年度繰越額は306万2,000円、財源内訳は全金額、一般財源でございます。

10款教育費、2項小学校費、子どもの安心・安全対策支援事業につきましては、翌年度繰越額は64万3,000円、財源内訳は国県支出金17万6,000円、一般財源46万7,000円でございます。

合計翌年度繰越額は370万5,000円、財源内訳は国県支出金17万6,000円、一般財源352万9,000円でございます。

以上、報告申し上げます。よろしくお願ひをいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は、議決を必要とするものではありませんが、特に質疑があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

次に進行いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第7、議案第33号から日程第12、議案第38号まで、条例案件1件、事件案件3件、補正予算案件2件、以上合計6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、条例案件1件、事件案件3件、補正予算案件2件、計6件につきましてご説明をいたします。

最初に、条例案件につきましてご説明いたします。

議案書5ページをお開き願います。

議案第33号、平泉町起業家支援施設設置条例でございます。

提案理由でありますが、7ページに記載のとおり、平泉町起業家支援施設を設置するため、その条例を制定しようとするものでございます。

次に、事件案件につきましてご説明いたします。

議案書8ページをお開き願います。

議案第34号、財産の取得に關し議決を求めるについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

取得する目的、老朽化した高規格救急自動車を更新し、町の救急体制の強化を図ることを目的

とする。

取得する財産、高規格救急自動車1台。

契約金額、2,186万8,000円。

契約の相手方、住所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字正法1番地5、氏名、岩手トヨタ自動車株式会社平泉店、店長、白鳥秀樹。

納入期限、令和6年3月19日。

納入場所、平泉町役場でございます。

続きまして、議案書9ページをお開き願います。

議案第35号、財産の取得に関し議決を求めるについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

取得する目的、高規格救急自動車関連資器材を更新し、町の救急体制の強化を図ることを目的とする。

取得する財産、高規格救急自動車関連資器材1式。

契約金額、1,541万3,200円。

契約の相手方、住所、岩手県盛岡市愛宕町15番9号、氏名、共立医科器械株式会社、代表取締役社長、餘目義信。

納入期限、令和6年3月19日。

納入場所、平泉町役場でございます。

次に、議案書10ページをお開き願います。

議案第36号、あっせんの申立てに関し議決を求めるについてでございます。

次のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

提案理由でありますが、東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係るあっせんの申立てをしようとするものでございます。

次に、補正予算案件につきましてご説明をいたします。

議案書11ページをお開き願います。

議案第37号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第3号）でございます。

令和5年度平泉町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,055万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,246万5,000円としようとするものでございます。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

次に、議案書45ページをお開き願います。

議案第38号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,671万3,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第33号から議案第38号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第38号まで、条例案件1件、事件案件3件、補正予算案件2件、以上合計6件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時58分

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

一関地区広域行政組合議会議員、真籠光幸議員から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

7番、真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

先ほど、一関地区広域行政組合議会の報告をいたしたところでございますが、私の資料の読み間違いがありまして、2か所の発言を訂正したいと思います。

第48回定例会というふうに申し上げましたが、第52回の読み間違いでございました。訂正いたします。

それから、議案第2号から議案第6号を1つずつ繰り上がるという訂正を申し上げましたが、これは記載のとおりでございましたので、発言を訂正させていただきます。

大変申し訳ありません。

議 長（高橋拓生君）

日程第13、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

通告1番、猪岡須夫議員、登壇、質問願います。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

私は、令和4年度健康福祉交流館活性化調査事業報告について質問したいと思います。また、それに付随する質問もしたいと思います。

8つの質問項目がございます。読み上げます。

まず、1つ、健康福祉交流館活性化調査事業報告の結果をどう町政に反映させるのか伺います。

2として、活性化調査事業報告によれば、経営状況の懸念は、繰入金が増え続けるのではないか、また、収支が改善方向に向かう見込みはあるのかであります。それに対して、繰入金は額変動があるが、今後も続くし、収益を改善させる可能性が高いのは、消費単価を上げること以外の方法はないとあります。見解を伺います。

3として、2種類のアンケートについて、町民への無作為抽出アンケートは、300件発出されて回答が148件、また、利用者アンケート回答は90人からあったとあります。アンケートの規模は妥当であったか伺います。

4として、利用者アンケート90件のうち、町民利用が36.7%、33人、その中でほぼ毎日利用者が32人であります。運営を民間事業者へ委託する指定管理などの取り組みでは、否定的な回答が62人でした。一方で、町民向けのアンケートでは、過去1年間に利用した者が35.8%、53人、利用しなかった者が64.2%、95人であります。民間事業者への委託については、肯定的な回答が85.7%、126人であります。否定的な回答は14.3%、21人であります。両アンケートで、肯定的な意見の割合は64.5%となるが、見解を伺います。

5として、新聞報道では、施設利用者の否定的な考えが3件掲載されていましたが、利用者の肯定的な考えはなかったのか伺います。

6として、入館料が令和3年実績で試算で1人当たり377円とあります。500円に戻すことを勧めていますが、割引の種類を整理することが必要と考えますが、見解を伺います。

7として、町民の80歳以上を無料にすれば、その層の利用が増え、付添同行者の入館料が新しい収入になり、500円化への納得できる理由になるのではないかと考えますが伺います。

8として、消費単価を上げるため、新しいニーズを生み出すべきとあります。その経費負担はどこまで可能であるか見解を伺います。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、猪岡議員からのご質問にお答えをいたします。

令和4年度健康福祉交流館活性化調査事業報告に関するご質問がありました。

初めに、事業報告の結果をどう町政に反映させるかとのご質問についてですが、今回の活性化調査事業については、年々一般会計からの繰入金が増大していく中で、今後の健康福祉交流館の経営健全化に向けて、経営状況の分析を行いながら、今後の改善方策について委託し、報告書に取りまとめたものであります。

報告内容では、経営状況の分析として、費用構造や売上構造について、経営健全化の考察においては、特に現状低過ぎる消費単価を上げる方策など、さらには施設のリノベーションと今後の展望についての内容になっているところであります。

そこで、今後は、報告結果について運営検討プロジェクト会議や健康福祉交流館運営委員会などにおいて検証を行いながら、施設運営における経営健全化に向けた取り組みに反映させていきたいと考えております。

次に、収益を改善させる可能性についてのご質問についてですが、近年は、健康福祉交流館特別会計の歳入面においては、新型コロナウイルス感染症の影響による入館者の減少に伴う入館料の減が著しく、また、歳出面においては、会計年度任用職員制度による人件費の増、燃料費、光熱費の高騰や物価高騰によるリース料や仕入れ値段の値上がりといったことから増加傾向にあります。

入館者数については、昨年度あたりから社会経済活動が回復にあることから、現在のところ増加傾向にありますが、燃料費、光熱費などについては依然と高止まり傾向にあり、引き続き値動きの動向に注意を払う状況にあります。

このような状況の中、報告書の内容を踏まえ、現状においては、様々なキャンペーンの取り組みや割引制度により入館料単価が非常に低いことから、まずは総体的に館内での消費単価を上げていく方策を早急に検討していく必要があると考えております。

また、利用者のアンケート結果を見れば、様々な点において魅力を感じて利用していただいていることから、その点も十分に踏まえ対応してまいります。

次に、調査事業に係るアンケート実施規模についてのご質問についてですが、報告書を取りまとめるための一つの資料として活用するために、町民向けアンケート及び温泉利用者向けアンケートを実施し、利用状況や温泉運営意向などについて調査したものであります。

アンケートの対象者について、利用者向けについては来館された方にご協力をいただき、町民向けについては300人を抽出し、148人の方から回答をいただいたところであります、有効回答率は49.3%、つまり約2人に1人の方から回答をいただいております。

調査規模が妥当かどうかの判断は、調査目的や対象者によっても違ってくる場合もありますが、今回のアンケート調査の回答件数は決して少ない数字とは考えておりません。寄せられた回答内容や意見を踏まえながら、今後の取り組みを進めていく上で検討をし、活用してまいります。

次に、民間委託への肯定的な意見の割合が高いことに対する見解はとのご質問についてですが、民間委託に関する是非についての回答は、利用者向け調査では町内外の利用されている方で、民

間委託については、90人の回答者のうち68.9%の62人が、どちらかといえば否定的な回答であり、一方で、町民向け調査では、民間委託について147人の回答者のうち85.7%の126人が、どちらかといえば肯定的な回答で、対照的な回答結果であったと受け止めております。

また、民間委託に対する両アンケートの合計数で、肯定的な回答は153人で、割合は64.5%になっているところですが、一方では、町民向け調査の回答者のうち、過去1年間利用されていない95人、64.2%の方も含めて回答結果であるということも踏まえれば、実際利用されている方々にとっては、現状の行政での運営を強く望んでいる一面もあるのではないかと考えているところでありますので、今後も様々な方向性から健全な運営に向けての検討を進めてまいります。

次に、民間委託への利用者の肯定的な考え方はなかったのかとの質問についてですが、今回、新聞報道で掲載された内容については、利用者向けアンケートの民間委託を否定する理由の主な項目について掲載されたものと考えております。今回の両アンケートにおいて、民間委託を否定する場合、どのようなことを心配、懸念しているかを調査したいことから設問を設定したところであり、民間委託を肯定した場合の具体的な意見等を選択や記載することについて求めておりませんでしたので、肯定的な考えについては数値のみの回答となっているところであります。

次に、入館料の増に向けて、割引の種類を整理することが必要ではないかとの質問についてですが、今まで、年間を通して各種キャンペーンを展開しながら、入館者の増加に向けて取り組んできているところであります。内容としては、期間を設定し入館料を割り引くものや、町のイベント等に合わせて割引をするもの、また、各種事業者とタイアップして入館料を割引するものなど様々な取り組みを進めてきたところであります。

しかし、調査事業報告書にもありますように、割り引くことや過剰なポイントサービスなどによって、1人当たりの消費単価に影響を少なからず与えていることや、さきに申し上げましたとおり、燃料費、光熱費などが高騰している現状も踏まえ、今後は特に期間を設定し実施している割引キャンペーンの見直しや割引内容についての検討などを行うとともに、新たな誘客への工夫も検討しながら入館料の増に努めてまいります。

次に、80歳以上の方を無料にした場合の効果についてのご質問についてですが、現在のところ、80歳以上の方に関しましては、敬老会のお祝い品として、保健センターより敬老優待券を1人に2枚配布しているところであり、その枚数は2,000枚以上になりますが、利用率はここ数年30%台で、10年間においても利用率は高くても40%台ということで、なかなか優待券であっても利用につながっていない状況であります。

議員の提案も踏まえ、まずは敬老優待券の利用により、高齢者の方にもぜひ温泉で体の疲れを癒していただきたい、あわせて、そのご家族の方にも足を運んでいただけるように周知してまいります。

次に、消費単価を上げるための施策の経費負担のご質問についてですが、調査事業報告書にもありますが、消費単価を上げるための新たなニーズの一つとしては、飲食、物販ニーズの掘り起しが消費単価を上げる可能性が最も高い一つではないかと考えております。実際、アンケート調査においても、豊富なメニューのある食事やカフェなどのテナント誘致、飲食店の併設といっ

たサービスを重視する利用者の傾向が見られており、当館においては、伸ばせる余地が最も大きい領域ではないかと考えております。

現状として、食堂売上推移はここ数年、新型コロナ感染症の影響などもあり、近年の売上げの半分程度までに落ち込んでいる状況で、1人当たりの消費単価も非常に低い状況にあります。そのようなことから、飲食、物販エリアの方向性について現状の改善に取り組みながら、一方では、今後の運営形態や改修費用に対する費用など財源確保も含めて十分な検討、協議が必要であると考えております。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

再質問いたします。

まず、町民アンケートには様々な課題があり、その課題の克服のために、このアンケートをするという、そうした文言がございました。しかし、今、回答は、年々一般会計からの繰入金が増大していく中とありました。この増大という言葉は、令和2年から初めて伺ったような気がします。この繰入金を何とかしろ、ほかの福祉目的に使え、町の将来が心配だと言つてきましたつもりであります。年々増大を、どう町が具体的に把握しているのか伺いたいです。

確かに繰入金は、平成13年開所当初、そして平成20年から令和3年の決算まで出ております。

ただの足し算です。伺いたいです。幾らになりましたか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

繰入金の合計額につきましては、大変申し訳ございません、今、手持ちがございませんが、たしか1億円、2億円のそれはまだと思いますが、後ほど回答をさせていただきたいと思います。

今、手持ち資料は、ここ10年以上の分ですが、平成21年度から大体2,000万円程度、繰入金で推移しているところではございます。

令和2年以降というのは、特にも繰入金の増大の理由につきましては、先ほど町長が答弁させていただいたところでございますが、ある一定程度の収入に対して、特にも会計年度任用職員の制度改革に伴う増、それから燃料費や光熱水費の高騰による部分が非常に大きいものと考えているところでございます。

ですので、固定費につきまして、人件費につきましては難しいところがございますが、光熱水費の部分がある程度落ち着くようになれば、繰入金への影響も徐々に下がってくるものではないかと考えているところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番 (猪岡須夫君)

私、平成13年からの数字を頂いたことがあるのです。そうすると、決算で、令和3年までの決算で、もしかすると3億円を超えてる。あげくに、令和2年、3年で決算7,300万円。そして、この3月までの令和4年度の追加補正額5,620万円。令和5年の予算案3,900万円。この4年で1億6,823万円です。だから、心配していると言っている。後で計算してお話ししていただけると伺いましたので、次にまいります。

コロナ以前にも、利用者は、人口減とともに減ってきていたと、そういうカーブを描いていると、あの報告書のグラフに出ています。そうした中で、試算で1人当たりの単価が377円、これを正価の500円に戻すことを考えたほうがいいと言っています。ただ、値上げと受け取られると、お客様は減ると、利用者は減ると、慎重にしたほうがいいと言っています。そのために、消費単価を上げるために、飲食の充実をどうですかと言っておりますけれども、公営では非常にリスクが高いとも言っております、報告書で。そういうことなのですよ、報告書は。

補正で198万になったのでしたっけ、この事業費は。伺います。

議 長 (高橋拓生君)

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長 (千葉光祉君)

委託料につきましては、今、申し上げた金額になりますが、ご質問の飲食の部分についての経営についてが非常にリスクが高いのではないかというようなお話をいただいたかと思いますが、この報告書の中では、消費単価を上げる方法として、今、3時間以内500円という利用が一番安い金額になっております。さらに、その状況に加えて様々な、いわゆる誘客というふうな視点、それから健康福祉というような時点で、一部割引キャンペーンとか、そういったもので多くの方に利用していただこうというようなことを、随分と長い期間やってきました。

しかしながら、一方で、そういった部分を続けていくと当然、歳入歳出面で大きな繰入れが必要になる場合が、今、続いているという現状を踏まえて、まずは光熱水費や、それから燃料費の高騰も相まっておりますので、基本的にはキャンペーンの一部見直しを図りながら、利用者の皆様にご理解をいただきながら、あくまでも値上げすることではなくて、今までサービスしていた部分について控えさせていただきたいというようなご理解と、対象者を変えながら、やっぱり福祉という概念を持ちながら、そういったキャンペーンについて、また新たな考え方を持って企画立案していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長 (高橋拓生君)

猪岡須夫議員。

3 番 (猪岡須夫君)

この調査報告書の総括の2で、3ページですね。一番下から5行目に、自治体が運営して成果を出すのは相当難易度が高い事業であると、飲食業はと書いてあります。

そして、次のページで、町民の健康福祉という当該施設の本質的な目的や運営に、意義と収支

の問題はトレードオフであると書いてあります。つまり、一方を立てるに一方は立たないものと、両立は困難なのだと報告書は言っているのです。

アンケートにまいります。

アンケート発出、2,601世帯から無作為抽出で300人の方を選び出したと。そして、148件回答があつたと。実に2人に1人の方が回答してくださつたと。そのものですよ、アンケートとしては非常に高い数字なのです。答えることが必要だと、回答者の方は考えたのだと思います。

アンケートには、様々な課題としか書いておりませんけれども、ご答弁で、一般会計から繰入金が増大していると、これが課題でしょう。ほかの燃料費や光熱水費や人件費というのは、それを、その結果として出てくるものだ。私、予算のこと言つてはいる。ほかの福祉目的に使えるのではないかと。

例えば、配食サービスの町内全域化とか、そういうことに出していくのか。私の住んでいる地域は、この今年と来年で地域人口が2,000人を割ると人口ビジョンにあります。けれども、業者さんは遠いから行けないと、そういうことをおっしゃる。そういうことに使えないかと私は言いたいのです。だって、町道の整備、修理だって、これから出せるかもしれない。シニアカーというのですか、非常に危険な道がたくさんある。それから、0歳から2歳児の保育料の無償化、給食の無償化ですよ。そういうことに使えないかと、使えるのではないかと、そう考えるわけですよ。だから、アンケートに2人に1人の方が答えてくださつた。

なおかつ、答弁の中では、利用者アンケートと町民アンケートの数字を足した。利用者アンケートは90件も回答があつた。その中で33人の方が町民だったと。町民アンケートは、恐らく全員が町民と。そうすると、利用者アンケート、利用者の方で町民の方で、かなりほかにもいらっしゃるはずなのに回答がなかつた。または、アンケートに回答する意思を持たなかつたと。

挙げ句に、町民アンケートでは、大半の方が過去1年間使っていないと、利用していない。でも、平成13年の開所からは、まあ一度や一度以上、利用なさつてあると思います。温泉ですから。アンケートの回答の中にも、愛着があることをきちんと問い合わせのなかつておっしゃっています。この町民アンケートの中で、民間委託を肯定する割合が否定の割合に対して、6対1でしたっけ、とんでもなく高いのです。愛着があつても、愛着があつても利用しない。民間委託の肯定85%。これを話題にせずに、回答の中で、お話をきちんと「なぜだ」と聞くのが筋でしょう。私はそう思います。

だから、なぜ肯定するのですかという設問をきちんと入れるべきでした。ご答弁では、聞く気なかつたからって、ありましたね。民間委託を肯定した場合の意見を求めていなかつたから、設問にしなかつたって。是非を問うものではなくて、肯定を必要ないと言つた。

でありながら、町民アンケートでは、85%の方が、85%ですよ、の方が民間委託を考えたほうがよい。これ、どうしますか。どちらかといえばではなくて、よいのほうが多いのですよ。それに70人を超える方が、126人のうち70人を超える方がよいと答えた。どちらかといえばよいが50人台です。これ、利用者アンケートでは真逆ですよね。肯定派は少ないと、そりやそうだ、町民は33人しか意見言つてない。残りの方たちは、町の予算には利用者料を払つてはいるだけだと、

そういうことなのですよ。

この町民アンケートで捉えられた85%について、どうお考えになりますか。民間委託肯定についてと、85%の方がよい、どちらかといえばよいと、これをおっしゃっています。どう捉えますか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、質問自体がどこまでのお答えをしていいのか、大変申し訳ございません。一番最後にご質問されたのが、この85%以上の方がというふうなところで、まずお話をさせていただきたいと思います。

町民向けアンケートと、それから利用者アンケート、双方取させていただいたのは、それぞれ意図がございます。

まず、町民の方がどれだけ利用されているかというふうなところも踏まえて、アンケートをさせていただきました。その中で、1年以内に利用されていないという方が結構いらっしゃることには、こちらとしても驚きがございましたが、その中で、その一方で、利用はしていないけれども、方向性としては、一般財源からの繰入金が増大しているから、このほうがいいのではないかというふうな意味も含めてお答えされた方もいらっしゃるかもしれません。

しかしながら、逆に私たちが聞きたかったのは、この周辺の温泉施設、そういう施設というのは、ほとんどが民間で運営されているものが多いです。私たちは、皆さんに、当然民間委託ということが想定されたお答えが多いのではないかというふうなところを踏まえながら、逆になぜ町が運営したほうがいいのか、民間ではなくて町がというところを、深くこの内容を確認したかったところがございます。

そういう中で、特に利用者につきましては、やはり温泉は様々あるが行政がやるべきだ、民間がやると値段が上がりたりサービスが低下したりするのではないかと、そういうようなお答えもいただいているところでございます。そういう意味から、民間で運営しているところがほぼ全般的に多いので、その中で、なぜ行政が運営していっているのか、それを求めている人が何を思って、民間ではなくて町でやってほしいのかというふうなお答えを欲しくて問い合わせをつくったところでございます。

さらに、皆さんに何を求めているかというのは、町民向けアンケートの中の一番最後の設問の中に、町民温泉の存在ということをあえて聞かせていただきました。これは、利用されている方、利用されていない方、関係なくお答えをいただいております。そのうち8割以上の方が、地域の貴重な財産であり、どちらかといえば必要な施設であると、さらに、他の公共施設よりも大切な施設だと。

そういう町民の意向があるというふうなことをこれからも踏まえながら、やはりこの温泉の、例えば飲食店のこれから運営などについても含めて、全て町営でやるということではなくて、様々な角度から、民間ならではの手法もございますし、営業行為を行うプロフェッショナルなど

ころもございますので、全てを町営でやるかどうかというふうな部分は、今後検討していく部分もございます。さらには、温泉というものは皆さんにとって必要な部分だということを改めて認識しながら、経営の改善に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

猪岡議員、一問一答制ですので、簡潔明瞭にお願いいたします。

猪岡議員。

3 番（猪岡須夫君）

平泉町のホームページで、この施設は、公共施設に入っていないのですよね。これすぐ見れます。観光・文化に入っています。その上、観光・文化も観光に入っています。なぜですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

町のホームページでは、いわゆる町民の福祉というふうな部分で、アンケート調査とか温泉の運営委員会など出しているので、この観光分野で入っているというのが、今、確認取れておりませんので、後ほど確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

平泉町の扱いが、そうなのよということを私は言いたいのです。

このアンケートの結果、何が分かったのですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

先ほども申し上げましたが、まずは大きくは、この町民温泉いわゆる健康福祉交流館というのは、町民300人の対象者に対して148人の回答でございましたが、そのうちの8割が非常にこの温泉というのは町にとって貴重な財産で、どちらかといえば必要な施設、それから、ほかの施設よりも大切だというふうな貴重な回答をいただいたものと思います。

これは、継続して運営は必要ではないかと思いますが、その一方で、その経営改善というふうな部分も大きな課題として、それらを解消するような努力をしながらやっぱり継続していく、そういうといったものを皆さんがこれからも求めているということが分かったところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

エピカにも、これから出していくのですよ、ずっと。この健康福祉交流館「悠久の湯平泉温泉」が、いつの間にか町民温泉ってなっていたのですけれども、町民温泉を呼称するようになったのはいつからですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

町民温泉という正式名称ではないのは、そのとおりでございます。平泉町健康福祉交流館、愛称としては悠久の湯平泉温泉というふうなことで、皆さんのはうには愛称させていただいているので、町民温泉と正式名称で使っているものではございません。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番 (猪岡須夫君)

コミュニティバスの停留所が町民温泉ってなっているのです。本設置したバス停にそう書いてあるので、これはこれはと思って聞いたわけです。

この後、開所、平成13年、そして平成20年から令和3年までの決算における繰入金の額を教えていただけるそうなので、私の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

猪岡議員、休憩をしますので、繰入金の回答を。

(「回答してくださるのですか。」の声あり)

議長（高橋拓生君）

回答するという話をされていましたので。あと、ホームページ掲載の件についてお願ひします。
暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前 11 時 47 分

議長（高橋拓生君）

再開します。

千葉町民福祉課長から、繰入金の総額についてお願ひいたします。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

先ほどご質問のあった繰入金の合計金額でございます。令和4年度分まで含めまして、先ほど間違った数字をお話しして申し訳ございませんが、3億6,163万4,000円の繰入れ金額になっているところでございます。

それから、先ほどホームページ上で、健康福祉交流館いわゆる悠久の湯平泉温泉のアクセスサ

イトなのですが、確かにホームページの中では、観光・文化の中の施設としてサイトには上がっているところもありますが、一方では、町民福祉課の所管としても入れる、見ることになっておりますので、双方からアクセスがしやすいような環境も配慮しながら配置したところだと考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

3億6,900万円、令和4年、最後の補正まで入れてってことですね。あと、今年の予算3,900万円でしたよね。4億円超えた。3億円の話しててからに、4億円を超えたと。確かに町長がおっしゃったように、増大しているのだ。そして、物価も高止まりしている。いつまでこれが続くのか、分からぬということあります。令和5年の予算までで4億円を超えた。私は、これを公にしていただきたいと思います。

この運営協議の検討結果は、いつ頃くらいまでに出すものでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

検討結果というのは、明確な検討した内容も明記しなければいけませんが、今の大きな課題は、先ほど申し上げたとおり、消費単価が非常に低い。私と委託した業者が、いわゆる分岐点として考えて、今、理想として一つ目標としているのは、通常10万人を超えての入館者というのは、過去にもなかなかなかったところです。9万人台を並行していった場合に、採算ベース、いわゆる変動費と固定費を考えていった場合にどのぐらいになるかというのは、1人当たり750円ぐらいが、そこら辺を想定していくと、大体9万5,000人ぐらいで歳入歳出が今の現状として合うシミュレーションを持っているところでございます。

ですので、ある程度そういうシミュレーションを、社会動向も影響しますが、そういう目標に近づけるために、その金額に近づけるために、飲食、物販、それから入浴料、そこら辺の設定を考えながらの取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

猪岡議員。

3 番（猪岡須夫君）

報告書で、損益分岐点が1億5,000万超えるって。ということは、1日250人が1日1,000人利用しないと、今の377円ではいかないと。でも、そうなると人手が、それだけいらっしゃれば、施設の人手も絶対に必要になるし、まして水もどんどん使うし。もちろん、周囲の温泉施設からこちらに移ってきてくださる方がどんどん増えればよろしいですけれども。施設の容量が、容積がその人数には対応できないと目に見えている。そういうことで、繰入金はそんな減らないと報

告書に書いてある。私は報告書の中身について伺いたかった。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

報告書の中では、常に繰入金を想定せざるを得ないというふうな報告書ではございません。

先ほど来、申し上げていますが、現状の消費単価ずっとこのまま経営をしていった場合に、これから光熱水費やそういった社会動向、それから経済動向を踏まえれば、これは繰入金を入れていかないと、今の現状では駄目ですよということを言っているところであって、そのためには、何が一番の大きな原因かという話は、再三、先ほど来お話をいただいておりますが、500円をも下回る、そういった食堂も含めて421円という単価ずっと推移してきていたと。その中で、過去にも2,000万円程度、その状況の中で約2,000万円程度繰入れしたのが、今回、その影響でさらに大きくなっていると、施設改修も含めて。

そういうことですので、その解消を無理だというふうな概念ではなくて、私ほうでは、何とか500円の入館料を維持しながら、250円の飲食、物販での収入を求める方策をやっぱり検討していくべき、通常、今まで来ていただいている方、もしかすると先ほど来、町外からも、3分の2の方が町外からも来ている状況も踏まえますと、そういった新たな顧客層に対してのやっぱり取り組みも含めて、なるべく、ゼロにはなかなかすぐにはいかないかもしれません、繰入金の抑制に努めていきたいというような考え方取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

すみません。3分の2の方がって、今おっしゃった。町外からいらしているっておっしゃった。それ、いいのですか。繰入金、これだけあるのですよ。町の予算として、一般会計から。回答は求めません。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

これで猪岡須夫議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 1時54分

再開 午後 1時00分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告2番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

質問事項は3項目で、1点目は、パートナーシップ制度導入について。

パートナーシップ制度は325自治体に広がっております。岩手県も指針を示しました。改めて平泉町で導入を考えるべきだが、いかがか。

2点目は、補聴器導入の補助についてあります。

補聴器の補助は、補聴器の装着による社会への積極的参加、認知症予防のためにも必要と考えます。全国的にも購入への支援の制度はさらに広がっております。改めて補助の制度を求めるが、いかがでしょうか。

3点目、学校給食の無償化についてあります。

全国的に「食育の推進」、「保護者の経済的負担の軽減」、「子育て支援」などを目的として学校給食を無償化する自治体が増えてきています。子どもたちへ1日に1食は安全で栄養バランスが取れた食事を提供し、地元食材を提供していくようにすべきと考えます。学校給食は学校給食法や食育基本法に基づけば、教育の一環として位置づけられると考えられます。メリット、デメリットを考えてと言っていますが、メリットを特に優先していただいて無償化を検討してはどうか。この3つの項目であります。どうぞよろしくお願ひします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、パートナーシップ制度の導入についてのご質問がありました。

パートナーシップ制度につきましては、全国的に制度の導入が進んでいるところであります。岩手県内では昨年12月に一関市、今年5月には盛岡市で制度が導入されております。

また、岩手県においては、県内市町村における制度の導入、相互利用の円滑化を促し、誰もが生きやすい地域社会の実現を図ることを目的に、今年3月に「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」を示したところであります。

これらを踏まえまして、本町では現在、県の指針の内容を精査とともに、他市町村の事例などの情報収集を行っておりますが、この制度は町民や事業者の皆様にジェンダー平等の理解が広がり、個性を尊重し、多様性を認め合い、一人一人が自分らしく生きることのできる社会の実現を目指すために有用な制度であると考えておりますので、平泉町男女共同参画推進委員会などのご意見も伺いながら、制度の導入に向けた準備を進めてまいります。

次に、補聴器購入に対する補助制度についてのご質問がありました。

補聴器装着による認知症予防への科学的根拠については、国立長寿医療研究センターなどをはじめ、様々な研究機関により補聴器を装着することにより認知症を回避できる一つであることも

報告されております。

しかしながら、補聴器そのものが認知症を予防するものではなく、日常生活動作の低下防止や他者との交流減少による社会的孤立の予防も重要であることから、平泉いきいき百歳体操の実施や高齢者の茶話会、さくらの会などの活動を通して、引き続き高齢者の健康づくりを支援してまいりたく、現時点では町独自での助成制度の創設は考えておりませんので、ご理解いただけますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えいたします。

学校給食費の無償化についての質問がありました。

町内の小学校において、これまで自校方式での調理の利点を生かし、地場産物の活用や郷土食、行事食の提供を通じ、食育の推進に努めてきたところです。

また、平泉中学校においては、一関市の学校給食センターへの食材の調達を含め給食の提供を委託しており、学校給食摂取基準に基づき、安全で栄養バランスの整った学校給食の提供を行っております。

学校給食費につきましては、学校給食法第11条第2項の規定により、学校給食を受ける児童または生徒の保護者が負担することとなっておりますが、子育て支援等の観点から県内でも無償化とする自治体が増えてきていると認識しております。

学校給食費を無償化することにより、保護者の経済的な負担軽減が図られるとともに、学校給食費の管理、徴収に関する事務についても軽減されることが考えられる一方で、町の財政的な負担が大きくなることが考えられます。現在、町の試算では、年間で約2,560万円の費用負担が見込まれることから、継続的な財源確保が問題であると考えられます。

これらのこと踏まえ、学校給食費の無償化については、今後も様々な社会情勢や県内市町村の動向を注視しつつ、財政面を考慮しながら慎重に調査研究をしてまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、パートナーシップ制度導入についてでありますけれども、かなりいい回答をありがとうございます。前向きな回答を本当にやっていただければと。

ただ、パートナーシップ制度導入については、3月にも質問しておるのでけれども、この間どのようなことというか、検討か何かされてきたのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、県の指針が3月24日に示されておりますので、その内容と合わせまして、先行している自治体の情報収集を行っております。直接ヒアリングなども行っております。具体にはどのようなことがこの制度によってできるのかということを今、精査をしておりまして、検討という意味では、今後、各課に当町で導入した場合に、どういったものが対応できるのかということを今後検討するという段階でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

動き出したばかりという形なのですけれども、ある程度スケジュール的というか、いつ頃出来上がるとかというのは、大体今の時点で分かるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先行する自治体の例はだんだん集まってまいりましたので、来月ぐらいから庁舎内での各課へのヒアリング等々を行いまして、それから男女共同参画推進委員会の皆さんを中心にご意見を伺いながら、まだ時期は確定、今現在はしておりませんけれども、令和6年度中の導入に向けて準備を進めたいと、現時点では考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

これは町民の方も知らない方、かなりいるのではないかと思われますから、そこの理解のため何か考えているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

パートナーシップ制度等につきましては、まだまだ広く知られていないという部分もありますが、昨今、今日も報道されておりましたとおり、同性婚の問題についてもかなりの判決が違憲状態あるいは違憲だという判決が主流になってきている状況の中では、今後大きく動いていくだろうと思います。

ただ、法制化になりますと、これはまた先の話にならうかと思いますので、その前段階としての、やはり必要な制度だというふうに思っております。

町民の皆さんには、広報等で当然周知はさせていただきますが、あわせて必要なのは、町でできること、県でできることというのは限りがございますので、これ民間事業者の方にも制度を理解していただいて、取り組んでいただかなければならぬ部分というのは、かなり多くございま

す。

例えば携帯電話会社の家族割の適用であったりとか、住宅ローンの問題であったり、生命保険、それから診療、面会などの問題、こういったことについては、民間の皆さんにやっぱり協力を要請していくということが非常に大事になってまいりますので、そういったことも併せて行っていきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

本当にこれからまた大変な作業が待っているという形なのですから、板橋区のスケジュールが手に入ったのですが、モニターによってアンケートみたいなものを行ったのですけれども、それを含めると1年ぐらい前からという形になるみたいなので、結構かかっていくかなという気がします。

それから、盛岡のパートナーシップ制度と隣の一関のパートナーシップ制度では制度が違って、盛岡のほうが広く使えるような制度になっていますので、そこら辺の検討も併せてやっていただきたいなと思います。

全国で325自治体がやっているということは、人口割では6割がもう入っているという形なので、岩手県では市段階しかやっておりませんので、ぜひ統一制度もできたので、町村で一番に平泉町みたいな形になるといいかなと思いますので、ぜひそれを目指してやっていただければと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

補聴器の導入についてなのですが、まず少し医療部分というか、ある程度補聴器によってというのは確認された部分もあるのかなと思います。その部分も書かれておりますけれども、なかなか広がりという点では、岩手県でもまだまだ少ないという形というのが随分あります。

今、その中で若い人が多い東京なのですから、64歳以下の人たちが増えている東京なのですから、東京23区のうち18の区で、そしてそれを含めて22の市町村で高齢者の補聴器の導入が行われているのです。東京は全体の22%しか65歳以上はいません。でも、そのうち75歳が22%の半分ですから、1割強は75歳以上という形になるのですけれども、このお年寄りの少ない東京でも導入しているのです。平泉町でも導入すべきではないかと思うのですが、いかが考えていますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

補聴器の購入に対する補助制度についてでございますけれども、町長の答弁にもありました、国でも様々な研究等を行いまして、補聴器装着による認知症が予防といいますか軽減できるというような研究報告は確認をしているところです。

また、東京都など大都市圏での補助制度につきましても把握をしているところではございます

が、平泉町におきましては、現在介護予防事業ですとか通いの場ですとか、地域での集まりの場を積極的に開催しておるところでございますので、そういうところへの参加を促しながら、聞こえについての正しい知識の普及ですとか啓発などにつきましてもお話ししながら、そういう場の活用を進めていきたいと考えておりますので、答弁にもありました、現時点のところでは、助成制度につきましては難しいものだと考えております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなか確かに金額的な部分も人数的な部分もそうなのでしょうが、かなりになる可能性もあるし、ただ少ない金額で補助をやっているみたいなので、やりやすいのかなと思っているのです。3年前の資料となるのですけれども、平泉町の2020年の人口は7,250人、今は7,000人切っておりますけれども、65歳以上は2,859人がありました。全体の4割であります。そのうち75歳以上は65歳以上の人口の半分でありますので、単純に人口の2割が75歳です。

そこで、聞こえが悪いという人たちは、全国平均ですけれども、65歳以上の中で6割だと言われております。そうなると人口の2割は聞こえが悪いということになります。人口にして1,400人強となりますけれども、元気で、先ほど言った意思疎通をしていくため、また、百歳体操やいろいろな話合い等にも参加しやすい環境をつくるという点でも補聴器が必要になるのではないでしようか。いかがでしようか。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

確かになかなか加齢によります難聴、耳の聞こえにくさというのは、どなたでも感じてくるところではないかなというふうに思っております。

ただ、65歳以上の6割が聞こえが悪いというようなお話もありましたけれども、その際には、先ほども申し上げましたけれども、地域での集まりの場を活用してそういう聞こえに対する知識の普及ですか、もし聞こえが悪くなつたかなと感じた際には、早めに耳鼻科などの医療機関を受診していただき、そしてお医者様と相談しながら適切な補聴器の使用についてご相談をいただければいいのかなというふうに感じております。

また、元気でコミュニケーションが取れる場に行けるようにということでのお話でありますけれども、そういう聞こえにくいと感じる方に対しても、周りの方々がそれを理解してある程度工夫しながら、その方々も参加しやすいような雰囲気づくりをしていくことも大事かなというふうに考えております。補聴器の使用につきましては、必要な方々が適切に使用していただけるように、今後もそういう聞こえについての知識を普及していきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

金額的な部分の話になりますが、補聴器補助を出している市町村によっては2万円ぐらいから4万5,000円、多いところは10万円近く出しているところもあります。平泉町でも、例えば2万円ずつ5人で10万円程度とか、少ない人数でも最初から大人数ではなくて、そういうふうに動いていくというのは、とても私はいいことだと思うのです。

すぐにみんなが分かるわけではなくて、ちょっとずつ理解していく部分も、今補聴器持っている方もかなりいるので、そういう人たちが多分5年ごとには駄目になってくるわけで、なかなかそういう部分でもすぐ買えるお金がある方ばかりだったらいいのですけれども、そうでない方も多々いると思いますので、そういう部分でもその程度からでも始められるのではないかなと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

そして、補聴器導入によって、少しでも耳の聞こえが良くなつていければ、それはそれでもっといいことになるわけで、参加者が増えればもっといいことだと思いますので、ぜひ。農協から補聴器とか耳の聞こえの関係のチラシとか入ってきてていますので、かなりみんな注目している部分なのかなと思っております。

ぜひ、少人数分の補助からでも始めていただければと、検討をぜひお願いしたいと思います。次の質問の学校給食の無償化について入っていきたいと思います。

今回、学校給食法とか食育基本法というのも書いてあるのですけれども、もともと経済的に困窮している人たちを救うためにできたものだと聞いております。そこで就学援助の話が、前に出ていたので、就学援助の話を最初に言おうかなと思っております。

就学援助はどれぐらいになるのでしょうか。就学援助のことを知らない方というのが全国的に上位に来ているというのも聞いております。平泉町の周知の仕方も問題があるかどうか分からぬいのですけれども、考えていっていただければいいかなと思います。

支援の手続きは、全国で7割以上が、児童手当を受給している家庭に小学生がいれば、就学援助も受給できるというのも知っている話なのですけれども、手続きが別々で申請漏れがあるなんというところもあります。平泉町ではワンストップになるような形は聞いておりますけれども、今まであったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員、通告外になっております。通告した内容でお願いします。

5 番（阿部圭二君）

そうですか、以前、就学援助で補助しているからいいという話も聞いたので、この話をしたのであります、通告外でありますか。

それでは、東日本大震災で就学援助が被災者に適用されたようのですけれども、その結果、滞納率が半減しました。これもまずいかな。交付金事業によって宮城県と福島県は全国水準、岩手県は平均に及ばない。これは震災前から就学援助率が低かったということあります。

岩手県は生活保護への掛け率が平均で1.3ですけれども、それよりも低かったのではないかと思われますけれども、規模の大きい自治体は4人に1人が就学援助の支援を受けています。では、小中学生がいる世帯はどれぐらいかけているのかと、給食を含めて小学生で10万円ぐらい、中学

生で18万円ぐらいと言われております。小学生で給食費が半分を占めます。収入の少ない家庭ほど共稼ぎで学童保育の費用も必要となるわけで、その額にさらに5万円は加わります。

子どもを増やそう、子育て支援というのなら、2人で共稼ぎの1月分の給料はなくなります。無償化とかをしていくべきだと思いますし、もちろん食材費も平泉町が少し持っていますけれども、もっと大きい支援が必要になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、就学援助等のお話もいろいろとございましたが、私の手元に就学援助の令和5年の4月1日現在の認定数がありますが、4月1日現在で38世帯、小学生で28名、中学生で38名というような状況でございます。その就学援助の中にその支給額というような項目で、学校給食費も含まれております。そちらにつきましては、いずれ全額の支給となってございますので、就学援助を受けている世帯につきましては、実質的には給食費はかかるといかないというようなところでございます。

それで、阿部圭二議員から、無償化にできないのかというようなご質問がありました。教育長の答弁にもございましたが、学校給食費の無償化につきましては、現段階での試算でいきますと、児童生徒数の数も年々減少傾向にあるということで、昨年度以来いろいろと試算はしてきておるのですが、今年度でいくと年間約2,560万円の負担が必要だというようなところでございます。

こちら1回まず無償化というようなところで実施してまいりますと、途中でやめるというようなこともできなくて、継続的に取り組んでいかなければならぬのかなと思ってございます。そうしたことにより、継続的な財源の確保がまず第一に課題となってくるのではないかと考えてございます。その他もいろいろと課題等あるかとは思いますが、今後、国や県内の動向を見ながら、また社会情勢等もいろいろあるかと思いますので、そこら辺を注視しながら、教育委員会だけではなくて、財政的な面、子育て支援の面からも関係各課と調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに、メリットとデメリットと言いましたが、デメリットになるか分からぬでけれども、2,500万円以上のお金がかかるということ自体は、大変な額であるというのは誰もが分かることだと思います。

それでも私から言わせていただければ、子育て支援、経済的支援で子どもを増やそうとしている平泉町であります。年間1人あたり5万円から6万円の給食費であります。2人、3人となれ

ば10万円、15万円となるわけで、本当に必要なものではないかなと思います。

今、国でも異次元の少子化対策と言っておりますけれども、いずれ国の政策で給食費の無償化となっていく流れだと思いますけれども、給食費は自民党の茂木幹事長も無償化と言っているわけで、平泉町が行うことで国の施策が早く進むという点でも、給食費無償化を加速していく点でもやっていく必要があるのではないかと思うのですが、いかに考えますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今、ご質問あったとおり、自民党の幹事長からもいろいろとお話があったというようなところでございますが、この件に関しましては、今年の3月だったかとは思いますけれども、自民党が少子化対策に関する論点整理をということで政府に提言したのではないかなということでございます。その中でも学校給食費については触れられていたところで、それでこども政策担当大臣のほうで、今年の3月になりますが、「こども・子育て政策の強化について（試案）」というところで発出されております。この中ででも大臣のほうで学校給食費の無償化に向けて給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ課題の整理を行うというところで記載しているようございます。これにより今後、国からも何らかの支援策等が打ち出されるといいますか、検討が進んでくるのではないかというようなところもございますので、このような国の動向に注視しながら、当町でも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

給食費ですけれども、食育の部分とかいろいろな部分があるのでしょうけれども、学校給食の完全無償化、自治体が254自治体になります。小学校のみは6、中学校のみは11でした。だからこそ平泉町でも小学校のみとか小学校半分出せますとか、そういう形というのも可能だと思います。青森市、人口27万人、山口県の岩国市13万人、大きな自治体も無償、東京葛飾区46万人、千葉県市川市49万人も無償になります。

そういう点でも、もう無償化の流れというのは出ていると思います。隣の宮城県では全体の4割に当たる14市町村が実施します、今年からですけれども。そのうち10市町村が全小中学校で行うと、ここまで来ているのだということ、流れはまさに学校給食1本になってきております。

なかなか出しにくいというか、出せないという部分もあるのかもしれませんけれども、平泉町も就学援助は何人に1人か計算しないと分かりませんが、一般的には6、7人に1人、就学援助出しているらしいのですけれども、多いところで4人に1人ぐらい出しているようなのです。比較的大都市では就学援助を出す傾向が多いようで、小さい市町村、村のようなところでは、給食そっくり出しますというようなところが結構出しております。

そういうところも考慮しながら、ぜひ全部一度にとは言わないまでも、今、役場のほうに集金

体制がでておりまますので、今回食材費という形で持っております。何割とかいう形でもいいから、最初は始められるのではないでしょうか。ぜひ検討していただければと思います。

以上になります。

議 長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時44分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告3番、真籠光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

凸版印刷が6月1日からA I – O C R技術によって古文書を解読するスマホアプリ古文書カメラの配信を始めるというニュースがありました。これによって難解な古文書の崩し字が誰でも読むことができるようになりました。大いに古文書の整理がつくというふうに学会では歓迎しておるようでございます。

このようにA Iが人間の知能を超える時代の到来となりました。漫画家の手塚治虫さんのライフワーク、火の鳥というのがあります。この未来編の中で意思を持ったA Iが人類を従え、最終的に世界戦争を引き起こす、人類を滅ぼすというストーリーを約40年ほど前、描いております。漫画家というのはすごいものですね。空飛ぶ車、人工知能の発達でA Iに支配される人間社会を予測しておりました。

危険なのは機械への依存を高めることで、人間本来の能力を手放してしまうことがあります。手で書き、本で読み、エピカで調べる習慣を子どもたちにつけてあげたいと思う今日この頃であります。

大変前振りが長くなりました。質問に入ります。

今回質問いたしますのは、新しい自治の時代の幕開けに町が今後どう対処していくのか、その方向性について伺うものであります。

1件目は、W e b 3.0いわゆるW e b 3による地方創生の取り組みについてであります。

次世代インターネットの概念でありますW e b 3を活用してデジタルのコミュニティーを設立し、国内外から地域のファンである関係人口をつくる取り組みが各自治体で進んでおり、政府も骨太の方針として推進する方針を示しております。

岩手県内では、紫波町が昨年の6月に推進することを表明しております。人口減少に対する対策としても有効なW e b 3タウンへの取り組みを検討できないか伺うものです。

2つ目は、デジタル田園都市国家構想についてであります。

政府の地域活性化策デジタル田園都市国家構想に二地域居住という戦略が盛り込まれています。Web 3の推進と同様に関係人口を増やし、地域を活性化する戦略であります。取り組みとして検討できないかを伺うものであります。

3件目は、冒頭に話しましたAIの件です。

対話型人工知能生成AIの活用について、1つにはチャットGPTをはじめとする生成AIを業務に使用する自治体が増えております。

本町においても業務の効率化を目指して導入を図るのか、その際の職員の情報通信技術を活用した業務の進め方に関するルール等の策定など、今後の取り組み方針を伺います。

2つ目に、文科省が学校教育現場での生成AIの活用への指針を夏までに出すとしています。使用年齢制限では13歳以上とされており、中学校での活用が想定されます。

本町学校教育への活用など、学校現場や総合教育会議などでの意見聴取など今後の取り組み方針について伺うものであります。

質問は以上であります。よろしく答弁をお願いします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真籠光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、Web 3による地方創生の取り組みについてのご質問がありました。

ブロックチェーン技術などを用い構成される次世代のインターネットと言われるWeb 3を活用した関係人口の拡大につきましては、全国で幾つかの自治体が取り組んでいることは承知しておりますが、企業等と連携した実証実験や検証が行われ、実装へと段階的に移行しつつあり、今後これらを先進事例として横展開していくものと認識しておりますが、本町として、その有用性などについて判断できるまでには至っておりませんので、現段階ではこれらの技術を本町の関係人口の拡大の取り組みとして導入または活用していくことは考えておりません。

本町では現在、関係人口の拡大に向けてスバルタキャンプ修了生などを対象とした「ふるさと住民制度」の創設を進めており、町の事業や行事への参加など、いわゆるオフラインによる直接的な関わりを通じて、お互いに顔の見える関係人口の創出に取り組んでいく予定としております。

この取り組みを足がかりとして、今後、新たな手法による関係人口の拡大、ひいては定住人口の増加につなげてまいりますが、その中で交流のデジタル化やWeb 2の活用、Web 3の活用へと発展させていく可能性もありますので、今後先進事例などを研究してまいります。

次に、「デジタル田園都市国家構想」についてのご質問がありました。

国の「デジタル田園都市国家構想」につきましては、これまでの地方創生の取り組みに加えて、地方が抱える課題をデジタルの力を活用することによって解決し、持続可能な経済社会を目指すというものでありますが、地方の仕事づくりや人の流れをつくるデジタル基盤の整備やデジタル人材の育成など様々な施策の方向性が示されております。

議員ご指摘の二地域居住につきましては、仕事や住居などの生活拠点を全て変える本格的な移住と比較してハードルが低いことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響で働く場所の柔軟化や在宅ワークなどが進展したことによって、都会に住む人を中心に新たなライフスタイルの選択肢として関心が高まっている状況であると認識しております。

本町においても移住・定住やスタートアップへの支援などの既存の施策の枠組みの中で多岐にわたるニーズに対応しながら、多様な関わりを持つ関係人口による人材とその活動を地域の活性化につなげていくため、住まいやオフィスなどの滞在場所をはじめとする必要な対策を洗い出しながら検討を進めてまいります。

また、「平泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、国が令和4年12月に策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や今年度改定が予定されている岩手県の新たな総合戦略との整合性を図りながら、今後の改定に向けて準備を進め、その中で関係人口の拡大と活用について位置づけてまいります。

次に、対話型人工知能生成A Iの活用についてのご質問がありました。

私からは3番、業務活用を目的とした生成A Iの導入とルール策定などの取り組み方針についてお答えいたします。

去る5月23日付の朝刊において、岩手県で内部の文書作成や企画立案のたたき台として活用するために対話型人工知能A Iの一つであるチャットG P Tの試験運用に乗り出すことが報道されました。チャットG P Tは業務効率化に大きなメリットが期待される一方、過去のウェブ上に存在した情報を基に回答することから、情報の漏洩や回答情報の正確性など懸念されるリスクも存在していることもあるため、導入に当たっては、ご質問のとおり使用上のルール策定が必須となります。

岩手県では、年内にもそのルールを定め、本格運用に備える予定が同時に報道されております。このことから、当町では岩手県の動向、さらには全国的に先行導入を進めた自治体のその後の状況を注視し、昨年度より当町の自治体D Xの取り組みをより具体的に推進させるために発足した平泉町D X推進委員会ワーキンググループ会議を中心に検証、協議を行いながら、拙速に飛びつかず、慎重かつ効率的に検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真籠光幸議員からのご質問にお答えします。

生成A Iの活用について本町学校教育への活用等学校現場や総合教育会議などの意見聴取など、今後の取り組み方針について伺うとのご質問がありました。

チャットG P T等のいわゆる生成A Iを活用した様々なサービスが生まれる中で、学校現場における生成A Iの利用については、将来的に様々な教育的効果が期待されているものと認識しております。

一方で、生成AIによる誤回答や本人か生成AIかを見分けられないなどの懸念の声もあり、また子どもたちの思考力や創造性への影響及び個人情報や著作権との関係などについて、リスクの整理と安全な運用について議論が必要であるとされております。

しかしながら、学習指導要領では、学習の基礎となる資質・能力として情報活用能力が位置づけられており、生成AIをどのように使いこなすかといった視点も必要であるとされていることから、文部科学省においては生成AIの学校現場での利用に関するガイドラインを夏前をめどに策定・公表すると通知があったところです。

当町いたしましては、文部科学省が策定するガイドラインを踏まえ、「活用が考えられる場面と禁止すべきと考えられる場面」や「生成AIをどのように学び、どのように活用していくのか」など、学校現場の意見や総合教育会議をはじめとする教育委員会での協議を進める中で、「情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見したり、自分の考えを形成したりするに必要な能力」を育成していくことができるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

それでは、何点か再質問させていただきます。

Web 1.0、これはホームページなど情報が一方通行であり、現在のWeb 2.0は交流サイトで双方向に情報発信がされますが、巨大なIT企業が中央集権的にデータを握っております。そして、Web 3.0、Web 3は個々がデータを所有、管理する分散型をその特徴とするものであります。

インターネット上にコミュニティーをつくり、ネット住民を募り、そのデジタル住民が地域づくりへのアイデアや課題の解決策を議論するネット上の住民による自治。紫波町では今年度中にデジタル町民制度の実現を目指すとしていますが、細部について、もし行政サイドの情報等をお持ちでしたら伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

紫波町のWeb 3タウンの表明を行ったということは承知をしてございますが、正直申しまして、その中身を細かくかみ碎ける段階に今ないということで、資料としては持ち合わせてはおりますが、まださらに研究が必要な段階というふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

NFTというのだそうですが、代替の利かないいわゆる住民票のようなものですが、これがネット上のコミュニティー、ダオという、そこがネットの住民が募る場所になるわけですが、その

住民証明書、これがふるさと納税の返礼品として、紫波町ではもう既に提供しているということが、今年の1月6日の朝刊に掲載をされておったことを見て、随分進んでいるのだなというふうな印象を持ったわけでございます。

また、人口794人の新潟県旧山古志村にデジタル住民1,037人が住民登録されて、昨年の11月に実際に村に100人の帰省があった。民宿に連泊をして、名産、特産であるニシキゴイの養殖池などの観光の様子や村の魅力を交流サイトに発信をしたりしております。住民が村をPRしていく、このこともデジタル住民の効果であります。

答弁の中で、今後スバルタキャンプ修了生を対象とした「ふるさと住民制度」の創設を目指すとのことでございました。情報テクノロジーを持つ、この有能なキャンプ生にWeb3タウンへの取り組みを依頼して定住を図っていくという手法もあるのではないかと伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

スバルタキャンプにつきましては、プログラミングということで専門的に習得をするというふうな、全国から公募して行っているわけでございまして、ある意味こういった方面については強い方々だというふうに思っております。

Web3、先ほどのNFTも含めまして、現段階、法制化がまだされてなく、そういったまだ定着をしていない部分もございますので、一律に誰でもいいからという段階ではまだないかなというふうに考えております。そういった意味では、スバルタキャンプ生については、対面においてこちらも把握しておって情報も共有し、そして交流もしている仲間でございますので、まずはそういった方々の中でつくっていくという方向はあり得るかなというふうに思っておりますので、間もなく今年度のキャンプも始まりますので、検討していきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7番（真籠光幸君）

もちろん先の予測をお伺いしているわけであって、いつからとか早急にとかということをお聞きするものではございません。

新たな手法による関係人口の拡大を目指すとも答弁をいただきました。このWeb3タウン構想とは、全くまさしくその方向でないかと思うのですが、その見解も伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

人口減少の中にあって移住や定住を進める中で、地縁、血縁の方々が移住先を決めるというのが8割、7割に上るというふうな研究結果の中で、やはり人とのつながりをつくっていくというのが、今は非常に大事であるというふうに考えてございます。

その中で、スバルタキャンプ修了生、既に100人ほどになっている中で、こういった方々との

関係を持続していくということについては、非常に今後の移住に結びつくものというふうに考えております。

これはスバルタキャンプにかかわらず、例えばふるさと納税であったり、町出身者という方にも広げる可能性はございますけれども、現段階においては、スバルタキャンプ修了生にまずは「ふるさと住民票」を活用して、町とのつながりを維持しつつ将来的な移住を進めていく、こういったものを新たなものというふうに現在では考えておりますが、そこからさらに広げるということも含めて検討してまいりたいと思っております。

議 長（高橋拓生君）

真箇光幸議員。

7 番（真箇光幸君）

人口が減り、税収も減り、近い将来本町においても小学校の統合も現実のものにならうとしています。バスの運行や除雪などの行政が全てを賄う時代というのは、もう過去のものだと思います。実際の住民とデジタル住民の意見を生かした新しい自治の形を築いていく、こうしたプロジェクトチームを立ち上げることを提案をしておきたいと思います。

平泉であれば、先進する自治体を上回るデジタル住民を創出できるのではないかと私は確信するものであります。

次に、デジタル田園都市国家構想について伺います。

この構想は、都市と地域の人の流れ、物の流れを生み、日本を活性化させていくとする戦略であります。都市に住む人々が同じ地域をふるさとのように何度も訪れ、週休を利用して週末に農作業などの副業をしたり、その地域の課題解決に関わったりすることで、関係人口が増えていき、ひいては日本が活性化していく未来像を描いているものであります。

Web3タウンがデジタル住民であるのに対しまして、実際に新しい生活の仕組みを模索するものであり、帰るふるさとのない都市住民の田舎の創生とも言えます。

本町にあります既存の施設、浄土の館や志業シェアハウス、悠久の湯もゲストハウスとして活用できる場面があるかと思います。こうした取り組みについては、できるものではないかと思われるのですが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

コロナの件もございまして、地方への目が向いているというのはそのとおりでございまして、国のデジタル田園都市国家構想についても、地方の活性化をさらに一歩進めるというふうな内容だというふうに思っております。

その中で、スバルタキャンプの方々に移住についてお伺いすると、移住まではいかなくても二地域居住、これをやっぱりやりたいという方も中にはいらっしゃいます。こうした際に、移住にもつながるわけですが、現在課題としてあるのが、やはり住まい、そしてオフィスの滞在場所ということになります。これは移住だけではなくて、二地域居住についても、平泉町においていた

だいている間にどこに居住をするのか、そしてどこで仕事をするのかというふうな課題がございます。

今、ご指摘をいただきました浄土の館やシェアハウス、こういったものはそういった施設になり得るだろうというふうに思いますので、そういった受皿を今後検討する中で、実施に向けて検討していくという段階でございます。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

金山棚田がありますが、そこの運営に携わっている一関の農業委員をされている方がいらっしゃるのですが、その方に先日お伺いをいたしましたが、この金山棚田の田んぼオーナーへ参加している埼玉県在住の夫妻がいらっしゃって、その埼玉の家とは別に週末舞川での移住生活の拠点になる空き家を紹介してほしいというお話だそうです。

それから、三沢基地の外国の方らしいのですが、やはり週末に舞川で暮らしたいといったようなことで空き家を紹介してほしいと、こういったことがあったのだということをこの間お話を伺う機会がありました。

こうした二地域居住を望む人というのは、間違いなく増えていることです。町内の空き家情報の都会への情報発信も兼ねて、こうした空き家の情報の発信の仕方も少し検討するものがあるのではないかと思いますが、伺います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

移住・定住であったり二地域居住の中で空き家を活用するというのは、非常に可能性はあろうかというふうに思います。

空き家につきましては、町としても大きな課題というふうに捉えておりまして、今回の地域懇談会の中で空き家の現状についてお話をさせていただきながら、地域の皆さんにもその活用について一緒に考えていただきたいということでお話をさせていただいているところでございます。

ただ、現状は個人の所有しているというものがこれ大前提でございまして、まずは空き家バンクに登録をいただいて、次の方に賃貸あるいは売却をするというふうなのが先決だろうというふうに思っております。その中で活用の方法の一つとして、そういった滞在先として、ある意味ホテル的に使うというふうな今のお話かというふうに思いますが、そういった使い方であったり別荘的に使ったり、あるいは完全に住まいとして購入したりというふうな、様々な手法があるというふうに思います。

この空き家の活用については、今後重点的に進めてまいりたいと思いますので、その中で様々なアイデアを出しながら検討していきたいというふうに思っております。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番 (真籠光幸君)

昨年の6月にJVPという日本活性化プラットフォームという二地域居住の普及を目指す組織、これが日本航空と花巻にあるのですかね、産地直送アプリをやっているポケットマルシェを運営している株式会社雨風太陽という会社があるのですが、これがこうした二地域居住の普及を目指すための新しい組織でいろいろな展開をやってございます。

もともとこの雨風太陽の代表の高橋博之さんというのですが、元岩手県の県会議員でありまして、関係人口の提唱者でもあります。都市部の住民と地方をつなぎ、答弁にありましたように、多様な関わりを持つ関係人口とその人材と活動を地域の活性化につなげていく。こうした答弁をいただきました。

総務的になりますが、地域おこし協力隊への地域おこし目標の指針としてもよろしいのではないかでしょうか、伺います。

議 長 (高橋拓生君)

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 (松本英雄君)

地域おこし協力隊につきましては、国の制度として令和3年度には6,000人以上、現役隊員でございますけれども、ある中で、今後令和8年までに1万人という目標が設定されております。

その中で、6割以上の方がその地域に滞在し続け、任期終了後も残って活動しているというふうな実績もございますので、そういった方々が町に新たな力を吹き込んで、そして住民の方と一緒にになって活動していくというのは、非常に大きな力になっていくというふうに思います。

そういったことにつきましては、今年度初めて導入したものでございますが、今後さらに進めながら、そういったことも含めて検討を進めていくということになろうかと思います。

議 長 (高橋拓生君)

真籠光幸議員。

7 番 (真籠光幸君)

この二地域居住には、もし仮にその空き家に住むということになれば、課題がないわけではないと思います。その居住者の住民票の扱いだったり、また、ごみの収集、自治会費など、サービスのただ乗りにならないような公平な負担の在り方など、まだまだ整理されていない部分があると思います。こうした日本活性化プラットフォームなどの連携もぜひ視野に入れ、検討されることを提案するものであります。

対話型AⅠについて伺います。

対話型AⅠを巡る懸念とは、答弁をいただきましたとおり、1つには信頼性であります。

文章の中に間違いやうそが含まれている恐れがあります。

2つ目に情報管理、質問内容を通じて個人情報や機密情報が流出するおそれがあります。

3つ目に学習、自ら考えて、文章を書かないことで思考力育成を阻害するおそれがあるとされております。本当におきましては、平泉町DX推進委員会ワーキンググループ会議を中心に検証、協議を行いながら拙速に飛びつかないというふうに答弁をされました。

私も全くそのように思いますことから、この質問を通告したところであります。導入を試験的に始めた自治体を調べてみました。ちょっと長くなりますが、紹介します。

全国の自治体で最初に導入した神奈川県横須賀市では、導入を通じてどの程度業務が効率化されたかを公表しました。6月6日の朝刊でありますが、4月20日からの導入開始で41日間、約2万6,000件の活用があつて、使用した約5割の職員の8割が仕事の効率が上がるとの認識を示す実証実験結果を明らかにしました。利用した職員のアンケートを取りまして、仕事の効率、向上について大幅に上がるとしたのが10.9%、上がるとしたのが71.6%。主な用途が情報の検索、調査が30.4%、文章の案の作成や要約、校正が29.3%、アイデア出し、案出しが26.4%となりました。チャットGPTの返答内容について54.9%がおおむね適切な答えだったと回答しましたが、適切なときとそうでないときが半々だったというのも38.2%あったと回答しています。

本町においても試験的に今後検証するのであれば、こうした横須賀市の事例を参考にすべきと思いますが、いかがでしょうか。感想を伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、真籠議員がおっしゃられたとおり、横須賀市の事例につきましては、私どものほうでもある程度調べさせてもらっております。その中でも、その文章の内容に不満だということの原因が質問の仕方、その役割を持たせて専門的な観点から答弁を引き出すというような工夫も必要だというようなこともございました。まずは先ほど申し上げたとおり、まだ法整備がしっかりとなされていない中で、もちろん我々は守秘義務があるわけですが、個人情報が漏洩しないようにということに十分留意した上で、一定程度のそれは前提となるわけですが、そのルールづくり、こういったものが必要だというふうに思いますし、その活用をめぐっても今、先ほど申し上げたとおりの工夫が必要であるというふうに思っております。

ただ、横須賀市の場合は、業務時間が大体1日、約1人10分ぐらい短縮できるというようなことが示されておりますので、ひいては人件費の抑制にもつながるのではないかという見通しが立てられております。こういったことは注目すべきことでありまして、これは活用方法を間違えなければ、そういうのは十分平泉町でも達成できるのだろうなというふうに思います。

そもそもこのAIの活用をめぐっては、国家的な指針というか、そういったものが必要になって、その開発者についても、さらにそういう配慮が必要だということで、今後新しいバージョンアップされたものがリリースされるというようなこともございますので、まず岩手県が検証を行っていましたし、そういう状況も踏まえて、より業務効率化、ひいては経費節減につながるような活用の仕方を今後検討してまいりたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

同じ神奈川県でも川崎市とか横浜市はちょっと後ろ向きなのです。非常にリスクが高いので、

見極めてからでなければ乗らないという談話を載せておりますし、行政の現場で使うのは、ましてリスクが高いという見解も横浜市長は言っております。

また、その一方で、東日本でも前向きに考えているほかの関東、埼玉県、茨城県、群馬、栃木などは部分的にもう導入しているといったようなことで、評価が非常に分かれておるところで、確かに動向をもう少し見極めなければいけないというふうに思います。

神戸の市議会では、職員が業務で活用する際の市情報通信技術を活用した業務の推進等に関する条例、これを改正をしております。DX推進委員会でもこうした活用に関する条例の制定も当然今後検討していく課題に入っていくのかなと思いますが、それも伺っておきます。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

先ほどはご質問に十分お答えしていなかったと思いますが、いずれ今回のワーキンググループといいいますのは、そのチャットGPTだけではなくて、またドローン技術であったり、あるいはメタバースとかいろいろな最新のインターネット技術をデジタル化でどういうふうに活用していくかということが検討している事項でございまして、先ほどの地域おこし協力隊の方ともともとこのDXの推進の協力のために覚書を締結しているNTT東日本の協力を得ながら進めておるものでございます。

今のチャットGPTに関する必要な例規整備というものは、まだ活用するということは決まったわけでもありませんけれども、そのような方向性をお示ししましたけれども、その辺はそれに対応する形で十分例規等も他の事例を参考にしながら整備した上で活用ということを考えたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

学校現場での活用について伺います。

教育現場では、AIには自我がないということを、これは生徒に教えるべきだと思います。人間みたいな受け答えをしますけれども、人間ではありませんので、またAIの出す出力を常に批判的に検討して、必ず正当性を確認するという作業が教育上では重要であると思いますが、見解を伺っておきます。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

生成AIの学校現場での使い方、考え方でございますが、例を出しますと、私の経験で、例えば夏休みの宿題だった読書感想文、私もとても書くのが嫌で嫌で仕方がなかったのですけれども、今、その読書感想文を生成AIによって何とそのとおりに年齢に合わせて、宮沢賢治の銀河鉄道の夜の読書感想文を何字以内で書いてくださいというと、その年齢に合った言葉を選んで見事に

読書感想文を書いてくれるわけですよ。

これは先ほどアニメの話を議員おっしゃいましたが、のび太にとってはとてもいいツールがもう世の中に出来上がってしまったのですね。まず、これを我々が認識しなければいけなくて、行政側もそれから学校現場も、もう技術はここまで来ているのだよということ。それをいかに使っていくか、それをまず考えていかなければいけないだろうなというふうに思っております。

まず、例えばその読書感想文を全部その生成A Iでやっていくとすると、子どもたちの表現力や想像力、それから思考力はどんどん使わなくなってしまいます。全部生成A Iに任せてしまうというデメリットが1つ。それから、先ほど真籠議員のご指摘のとおり、その生成A Iが作った文章が本当かどうかかも分からなくなってきたというような非常に危険性が今の時点ではらんでおります。ですから、まずその生成A Iというものはどういうものかというものを生徒に教える前に、まず我々でしっかりと学んでいかなければいけないだろうなというふうに思います。

夏前にはガイドラインが文科省から出るということだったのですけれども、来たものをただ配るのではなくて、行政側も教育委員会もそれから学校の先生方も一緒になって、その生成A Iの活用の仕方、生成A Iとはそもそも何なのかということを基礎の部分からしっかりと学習していきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

今後は、その指導する教員の研修だったり、また、思想的なことも含めた指導のルールづくりも大変重要なことだと思ふ。学校現場で活用する前段での取り組みがすごい難儀だらうなということを心配をしておるわけでございます。いずれその夏までに出される指針がどういったものか、それによってまたその後の検討段階に行くのだと思います。

チャットGPTをはじめとする、この生成A Iの急速な拡大は、産業革命に匹敵する歴史的な転換点であり、この革命から私たちは逃げられないというふうに評論されております。何よりもその速度が物すごい急速であって、社会の対応が追いつかなければ多くの悲劇を生むことも予測されておるところであります。

現行のチャットGPT、これはOpenA Iという、いわゆるアメリカの会社、白人思想で作ったと言われておりますが、このところに例えれば、では、太平洋戦争の在り方、もしくはという歴史的な思想的なものを通った場合に、どういう回答が来るか、ほとんど予測されるであります。

それを安易に活用していいのかという非常に大きな課題があります。国産の生成A Iの開発を東京工業大学と富士通、東北大、理化学研究所がスーパーコンピューター富岳を使って日本語によるA Iの基盤技術を開発しています。来年度の令和6年度には提供すると言っております。

また、おとといの新聞だったですか、NECも日本語による大規模言語モデルを開発し、年内に完成させるということが新聞報道にありました。拙速に飛びつかず、国産のこうした完成を待

ってからでも全く遅くはないというふうに私も思うのであります。

今後導入について慎重に検討されますよう申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで真籠光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時42分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告4番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

2つの項目について質問をいたします。

1つは、マイナンバーカードの課題について伺います。

その1点目は、マイナンバーカードの安全性についてです。

マイナンバーカードをめぐってコンビニでの住民票の誤交付、間違って交付ですね、マイナ保険証の情報登録の誤りなど、全国的にトラブルが続発しております。

平泉町では安全性がどのように担保されているのか伺います。

その2点目は、マイナ保険証についてです。

従来の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードへの一本化を強制する、マイナンバー法等一括法案、3日ですか、可決成立をいたしました。ところが、マイナ保険証は制度の信頼を搖るがすトラブルが相次いで表面化しております。

マイナンバーカードの取得は法律では任意となっています。健康保険証を廃止したらマイナンバーカードを取得しない人が医療の提供を受けられなくなる懸念があります。

町の考えと今後の対応について伺います。

マイナンバーカードの3点目は、いわゆる紐づけについてです。

マイナンバーカードの各種サービスを受けるためのいわゆる紐づけですがマイナンバーカード1枚で各種の行政サービスの利便性が向上すると宣伝されてきました。全国には保育料や給食費など紐づけされた例もあります。平泉町でいわゆる紐づけは現在どのようなものがあるのか、また、今後の拡大についての考えはあるのか伺います。

2つ目の項目は、エピカの魅力アップについて伺います。

全国に「一箱本棚オーナー制度」、1つの箱です。これを導入する「みんとしょ」、いろいろな名前もありますけれども、そういうふうな言われるものが広がっております。個人が所有する書籍を図書館で貸し出す制度です。平泉町の図書館あるいはエピカの魅力を高め、利用者のニ

ズに応える可能性があると考えます。検討する価値があると思いますが、考えを伺います。

以上、答弁を求めます。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からの質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードの課題に関するご質問がありました。

初めに、マイナンバーカードの安全性についてですが、令和5年5月9日のデジタル大臣の会見にて証明書コンビニ交付サービスにおいて特定の事業者のシステムを利用している複数の自治体で個人の証明書が誤って交付される事象があったこと、並びにデジタル庁としてサービスの一時停止と再点検を要請した旨の発表がありました。

当町のコンビニ交付システムの提供業者は報道されている業者ではなく、コンビニ交付による誤った交付についての事案は発生しておりません。

今回の報道を受けてシステムの提供業者からは、コンビニ交付システムにおいて複数の交付申請があった場合でも証明書が混在しないことをチェックする機能を施し、証明書が誤って交付されることがないための対策を取っていること、また、地方公共団体情報システム機構からの要請により再点検を実施した結果、問題がなかったとの報告を受けております。

町では業務に関する個人情報の漏洩等の事故が発生した場合について、直ちにシステム停止を行う等の対応をシステム業者に確認しており、多様化する住民サービスを安全に提供できるよう体制の維持に努めてまいります。

また、保険証の紐づけにつきましては、手続を役場で行う場合はマイナンバーカードと保険証を紐づけする申請のみ行うものであり、実際に個人番号等を含む紐づけ作業は協会けんぽや共済組合などの各保険者が行っており、国民健康保険については、個人番号を含む住基情報と保険証情報が連携しているため、情報登録の誤りが発生することはございません。

次に、マイナ保険証についてですが、議員ご承知のとおり、現在の国会審議においてマイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ関連する法律の改正法が可決成立したことから、来年秋に現行の健康保険証は廃止となり、マイナ保険証となることが決まったところであります。

国では、今回の一部改正法において各医療保険者はマイナンバーカードを取得していない方が医療機関等を受診する際の健康保険の加入状況を確認できるようにするための資格確認書を交付することや、現在の健康保険証も改正法施行後の1年間有効とみなす経過措置を設けることなども盛り込まれているところであります。

資格確認書は本人の申請により保険者が交付するもので、医療機関の窓口で提示することで従来の健康保険証と同様に医療の提供を受けることができるものであります。

資格確認書などの運用につきましては、国が今後省令や規定を設けるなど、具体的な検討が進められていくものと考えておりますので、町といたしましては、国の方針や具体的な手続に沿っ

て、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカード「紐づけ」についてですが、現在、当町でマイナンバーカードとの紐づけを実施している項目としましては、国で一律に進めている「健康保険証」と「公金受取口座」の2点となります。今後に向けては、昨年度より当町の自治体DXの取り組みをより具体に推進させるために発足した平泉町DX推進委員会ワーキンググループの中でマイナンバーカードとの紐づけに限らず、町独自のデジタル化の取り組みに向けた初動として、現在グループ員を中心に各所各課からアイデアを集めており、その後ヒアリング作業やグループ会議を通して横断的に協議を進めてまいります。

ワーキンググループには、アドバイザリーとして当町とDX推進に関する覚書書を締結したNTT東日本岩手支店と「ひとにやさしいデジタル化推進プロジェクト」をテーマに業務委託を行っている平泉町地域おこし協力隊の2者を配置しており、専門的な知見からの情報提供や随時の相談会開催など、企画案への支援をいただく体制も整っております。

こうした環境の中で、まずは令和6年度当初予算要求に向け、企画案をより具体化していく、また、国におけるデジタル化に向けた交付金の動向も見定めながら、デジタル化の独自取り組みを進捗させていきたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えします。

エピカの魅力を高め、利用者のニーズに応える可能性についてのご質問がありました。

学習交流施設エピカの管理運営につきましては、当町が示した要求水準書に基づき、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が管理運営を行っています。

令和4年度における図書貸出し者数は7,593人、貸出し冊数は3万2,648冊であり、令和3年度より貸出し者数、貸出し冊数とも増加しております。

「一箱本棚オーナー制度」につきましては、静岡県の私設図書館が始めた取り組みで月額制の本棚オーナーの仕組みが注目され、全国的に民間図書館などで広がってきているものと認識しております。

エピカにおいて「平泉町民お薦めの本」など毎月テーマを設定し、企画展を実施するなど魅力向上のために取り組んでおりますが、「一箱本棚オーナー制度」の在り方については、公平かつ有益なものとしていく必要があり、また、著作権や管理上の様々な課題が考えられることから、今後エピカとともに利用者のニーズや制度の課題を整理し、動向を注視しつつ調査研究をしてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

まずマイナンバーカードの安全性などについてでありますけれども、私の質問の趣旨といいますか、立場といいますか、基本的には全体として国の責任の問題だというふうに考えております。ただ、町として安全性に対する認識あるいは体質について、当然しっかりとする必要があるとは思います。

そこで伺いたいと思いますけれども、今回、平泉町のシステム業者は、いわゆる問題が生じているところとは違うということを答弁いただきました。ただ、この制度というのは、国の統一した制度なわけですね。だから業者によって安全性が違うというのは、何か変な、私は印象を受けました。それは本来おかしい話ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ただいまの質問はコンビニ交付に関してのご質問かというふうに理解しておりますが、コンビニ交付につきましては、行政によって導入しているところが違っております。今回、新聞報道等に出た業者ではないということで答弁を町長がしたところでございますが、いずれ業者においてそういう誤交付というか、そういったことがないように、まず改めて今回点検を依頼し、確認したところでございます。これが導入される業者がまちまちなのはおかしいのではないかというご質問に関しては、これはあくまで自由競争の中で行われる部分だと思いますので、当然1社の業者が請け負うものではないと考えておりますので、その点についてはそのようにご理解いただければなと思っております。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

コンビニ交付でしたけれども、たしか一関市は早かったように認識していますが、いずれにせよ当時、当時というのは、これが始まる中、こういったIT企業というのですか、事業者がいろいろ開発するというようなことを何か記憶しておりました。それでいろいろな事業者等があって、それぞれの市町村でコンビニ交付するかどうかと決めるわけですけれども、いずれにせよ、ただ、こここの業者では大丈夫でこここの業者は駄目だというか、安全性が保たれないとは、本来おかしい話だというふうに思うわけであります。

そこで、確かに今、コンビニ誤交付は、当町の関係ではなかったという話がありました。ただ、答弁の中では、複数の交付申請について証明書が混在しないようにチェックして、手立てを組んだという答弁だったと思います。とすると、やっぱり不十分さがあったという認識でよろしいですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

町長の答弁の中にありました複数の交付申請があった場合でも、証明書が混在しないことをチェックする機能と、当然そういった場合のチェック機能について、基本的にはあり得ないことで、そのことについて再度、当町では委託している業者で再度チェックしてもらったということです。これは一部分においては、システム上の入力の中で手入力、バグというふうな問題もあるのかもしれません。ですが、その原因については、今これが原因だというふうなところは、このコンビニ交付のところではきちんと明確になっていないので、改めて再点検ということで、このようなことがないように同社にはお伝えし、対応については、先ほどお話ししたとおり、そういった場合には早急に停止して対応するというような考え方で進めているところです。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

分かりました。

それで、まず今の町のこのカードの普及率はどうなっているのかなということをお聞きしたいと思います。申請数と交付は別だと思うのですけれども、分かればお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

マイナンバーカードの5月31現在が最新のデータになっております。申請数は5,932枚で申請率は82%です。交付枚数につきましては5,013枚で交付率は69.3%。これにつきましては、機関に申請をした後、再度そちらでの手続きをしながら送付されるので、ここの期間につきましては、前は1か月ぐらいと言っていましたが、今は2週間程度でこちらに送付されている状況でございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今、毎週日曜日に、防災無線で交付申請ということで呼びかけています。本当に一生懸命な、今朝か昨日の報道で、河野デジタル大臣もいわゆる申請手続きは止めないよという話をたしか報道されたように記憶しています。

トラブルがいっぱい出て、日々そのニュースが変わっていくというか、7,300件ですかとか、13万件あったとか、760幾つだったか他人名義の紐づきがあったとかという報道も、日々いろいろな新しい情報が出てきます。

そこで、こういう中でやっぱり結局不備があるということだと思うのです。この制度を進めるに無理があったというか、急ぎ過ぎたというか。最初言ったように、どんどん申請は続けていく、場合によっては、当町ではないということはいいと思うのですけれども、全国的には誤入力とかというのはどんどん出てくる。なっていくのではないか。何でそういうようなときに一生

懸命いまだに進めるのかという点について伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずはお話しをさせていただきたいのは、マイナンバー交付の申請、交付に関しては、誤交付というのは、全国的にはたしかなかつたような気がします。1件どこかの町で間違った写真を貼付してほかの人に交付したというのは、私も記憶にございますが、今問題になっているのは、紐づけの部分です。特に、公金口座の部分で、本人ではない家族の方にひもづいているといったようなこととか、さらには保険証の手続きにおいて、これも先ほどの答弁の中にありました、共済組合とか協会けんぽのほうでの手入力というところが問題になっているのではないかということが言われております。

ですので、マイナンバーカードを交付する時点では、基本的には住民基本台帳上に個人番号が振られていますので、それらを確認して、ご本人に顔写真、そういったものを本人が受け取りに来ることになっているので、そういう部分で確認をしながら交付しているので、マイナンバーカードの交付については今そのような状況ではないと、正しく交付されているというふうに認識しております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

ただマイナンバーカードをあらゆるところに紐づけして、便利な社会が来ますよということで一人も取り残さないという、そもそもこのマイナンバーの推進の文書にもありましたけれども、全体としていずれ問題が起きているということは間違いないことだと思います。

それで、平泉町だけではありません。どこの自治体も一生懸命登録の申請、発行部数を上げようと血眼になって頑張っているわけで、なぜそんなに血眼になる、理由があるわけですよね。その辺はどういうふうになっていますか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

マイナンバー交付につきまして、まずはそれを申請する方、交付を受ける方で、平日は来られない方のための一部の交付サービスということで、第1、第3日曜日の午前中に、そういった対応をさせていただいています。

この交付率につきましては、議員ご承知のところだと思いますが、国では1か月ごと、場合によつては月2回ほど全国の交付率、それから申請率を出してきています。一部ではそういった部分を特別交付税の中に算定というようなお話をございます。それをもつて頑張っているということではございません。あくまでも住民の利便性、必要な方には必要なものを早く届けるというふ

うなことで、当町でも対応しているというところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

必要な方に早く届けると、それはそれでいいのだろうと思うのですが、今、聞こうかなと思って、いわゆる動機というか、市町村に動機づけになっているかどうかという、それぞれあるかと思うのですけれども、いわゆる上位の3分の1、交付率です、そこが達しているところへ余計交付するという仕組みになっていました。さらに、そこの交付率より多いともっと出すよと。もちろん申請者が増え、カードが増えれば実務も多くなるわけですよね、実務が多くなればそれだけお金出すという、それはそれで当然だとは思うのですが、それ以上に全国の自治体が一生懸命カードを交付促進させるという、やっぱり理由づけになっている。令和5年度からの税制の、交付税の関係なのですけれども、やはりそういうふうにやって、それから住民、国民のほうはマイナポイントですか、ポイントをもらいますということで、どんどん。当初ほとんどなかったのが急激に、今、全国これ5月28日付で申請が9,600万件、77%、交付が9,000万件超えていました。健保は6,200万件で69.1%、公金口座が5,400万件で60.4%というのがこれ全国的な数字なようあります。

そこで、いずれマイナンバーカードそのものを交付、そういうことなのですが、問題はそのマイナ保険証、保険証との紐づけの問題がこの間国会を通ったので、1年後の来年の秋だったかと思うのですけれども、保険証がなくなるということになります。

今、これがなくなったら医療機関での診察というのはどういうふうになっていくのでしょうか。問題があると思うのですよ。結局それがないと保険証がない。マイナンバーカードは任意ですよね、強制ではないですよね。となると、保険には皆保険ですから入っているわけですね。保険料も基本的には払うと。なのにマイナンバーカードを作らないと保険証はなくなると、診察は受けられるが10割負担になる。これ大きな問題ではないでしょうか。保険者ではなくなるという、結果として。そういうことになると思うのですが、その辺の対応というのはどうなのでしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

先ほど町長の答弁の中にも今後の国の対応の仕方について答弁させていただいたところですが、今、議員おっしゃるとおり、今国会において法改正され、来年の秋からいわゆる保険証は廃止、マイナンバーカードに一体化するというような方針が打ち出されました。それで今、ご質問のあったとおり、まずはマイナンバーカードの申請しない方、それから結びつけをしない方、いわゆる保険証がなくなることによって10割負担になるのではないかというようなご質問かと思うのですが、この場合に、本人の意思もございますし、今現状で大きくなっている、例えば施設入所者

の方々というのは、なかなか手続きも出れないし、施設でも管理が難しいというような現状もございましたので、国の方針としては、まずはその場合には資格確認書というふうな、保険証の代わりになるのかもしれません、1年間そういう保険証代わりにそれを発行、本人が申請した上でというのが大前提になっているようです。

さらに、来年度に限っては、施行後1年間は現在の保険証も使えるというような方針は打ち出されております。ただ、まだ具体的にいわゆる結びつけは強制ではありませんので、そういう方々に対しての対応というのは、より具体的に今後国で省令とか規則の中で決まっていくかというふうに考えているところでございます。

いずれ10割負担になるということは、ならないようにというふうな国の方針は打ち出されていますので、その手続に沿って町としても取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

高齢者施設も聞こうと思ったのですが、まず10割給付になるかどうかという話なのですが、結局私も2か所ほど医療機関にかかっていました。先月あたりかな、いわゆるカード読み取るやつ、カードリーダーというか知らないのですけれども、どこにもありました。最近出てきたということで、やっぱり全国的にはかなりこれも普及をしまして、ところがこれは全国、お医者さんの6割かな、たしか加盟していたと思いますが、保険団体医療協議会だったかな、の調査で全国平均で大体1医療機関、5月段階かもしれません、カード、2、3人やるのだそうです。私も一関の病院なのですが、やっぱり何人かいました。

ところがやっぱり読み取れないとか、認識しないということが、それが相当あるのだそうです。だから、この保険団体医療協議会ではやはりこんなのやめてくれということも団体の長も含めて言っていました。

やっぱり単純に資格確認書を出すとか、1年間延びますよとか、もちろん現場の役場としては、今後国の方針がどうなるかも分からぬというか、どういう対応しなさいとあるかもしれませんけれども、やはり現実としてそういうことで、保険者かどうかが分からぬ、今でもやっぱり一旦窓口で払ってもらうというような対応もあるそうです。よく行きつけのお医者さんであれば、分かるという、それから、保険証も両方持っているので、カード読み取れなければ保険証を出せばそれで済むことなのです。いずれやはりこういったマイナ保険証については大きな問題がある。

そこでですけれども、町内の高齢者施設に私も伺いました。まだマイナカードを作っていないという方は、自宅に居ないこともありますし、本人申請という前提で、この申請の仕方も今後変わるような話も伺っていましたけれども、家族の方がいれば、スマートフォンで取って、写真にということをやっているという話も聞きましたが、しかしそうではない方もいる。そもそも申請できない。今まで病院に行くときは預かっている保険証で診察をしてもらう。それがなくなるとマイナンバーカードを保管しなくてはいけない。それは保険証ではないですよね。今後

どうなるか分からぬけれども、いろいろなデータが単純にそのカードそのものに入るわけではないのだけれども、紐づけになってくる可能性がある。国がそうしろとおっしゃいますから。3つぐらいの施設に聞きましたけれども、預かれないと。その業界でも9割と言いましたかな、とてもとてもそんなの預かれないと。

そうなつたら病院にも行けないというか、そういうことになってしまふのではないのかなと。それについて国も度々あったような気がします。国もどうしようかと今悩んでいるのかもしれません、そういったところに新たな負担をかけるというのはどうなのでしょうか。伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祐君）

ただいまのご質問につきましてですが、今、国でも、それから今お話しのとおりそういった施設でも一本化されたことによって、各種情報をそのマイナンバーカードに入れることによって管理が非常に難しくなる。それはやっぱりやめてほしいというような声は、私も新聞等、それから現場の声としても聞いているところでございます。

そういった分の制度設計というのは、やはり国もそういったそういう施設ではなくて、国民のほうから様々な分野で今、制度設計を改めてまた見直すというか、見直しながら具体的な方法を取っていかなければいけないというふうなところがございますので、まずはそこを注視しながら、今進めているものを、私たちのほうで、いやこれはという問題提起は分かりますが、現時点でこれで中止にするのではなく、これらを必要とする方もいらっしゃいますので、それはそのときに国の動きを見ながら適切に対処していくというふうなことで考えているところであります。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

やっぱりこの保険証、いわゆるマイナ保険証が多くの課題があるということで、それも国が強制的に、いわば保険から外してしまうような、外してはいないのですけれども、そういう状況をつくっていくということは、やっぱり大きな問題だと。そういうことがこのマイナンバーカード全体を含めて課題があるのだということだと思います。

もう1つ聞きたいのは、いわゆる今度の改正法の関係で、これ大きな問題で、戸籍等の記載事項への氏名、振り仮名の追加というのありましたよね。これって相当現場も大変だと思うのですよ。この辺については、今現時点でというか、どういうふうに考えているか伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祐君）

そうですね、まだそこについては、具体的な指示が来ておりませんので、今後どのような対応になるかというのは、国の動きを見ながらということになります。今マイナンバーカードのほう

の3要素というのがございまして、生年月日、性別、氏名は片仮名。ここで誤交付ということがありましたので、それを漢字にする、それから住所の5要素で確認するようにといった条件も出てきましたので、そういうことでの改正部分もあるうと思いますので、それについてはやはり国の動きを見ながら、指示に従って対応せざるを得ないというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今でも戸籍法、住民基本台帳法とかいろいろ関わってくるということで、つまり漢字で、平仮名の人もあるわけ、振り仮名はないということですね。私もこれで見て考えたのは、例えば幸いの子ということでさちこさんとも読むがゆきこさんと読む。考えて見ると知り合いに10人ぐらいいます。同じ名字で読みが違う人もいる。多分そこは今話されたように間違い、読み方違うわけですから、その1つの読みになっているかと思います。ただ、これも法律上は一般的な読み方というのがあって、一般的な読み方というのどういうのかはそこまで私も承知していませんが、最近の若い人たち、なかなか私、読めない漢字があるので、多分そういうのなんかはどうにかしなさいということになるのか、そういう問題があると。

それから、本人が自分の名前をつけるということではなくて、おじいさんが孫の名前をつけたり、両親が子どもの名前つけるとあるのですが、それを選べなくなってしまう、一般的な。そうなると、やっぱりそういう権利も、命名権というのでしょうか、やっぱり侵害される。

それだけではなくて、一般的な読み方ということで、役所のほうで直して本人に通知すると、本人が連絡なければ認めたものとするというのがあって、それで最初のうちは裁判なしでもいろいろ是正図れるのだけれども、時間がたつてしまうと、裁判もやらなくてはいけないと、そういうことまで今、関わる問題だと思うのですよ。

だからそういう点で、やっぱり私が言いたいのは、最初に言ったとおり、このぐらいの問題がいっぱいあるのだということをやはり現場では認識いただき、国に対して、やっぱりちょっと立ち止まろうよと、全国知事会の会長が、さっきありましたけれども、いわゆる誤入力だと、入力が間違ったのではなくと、それだけしからんという話も知事会長が言っていました。

そうではなくて、これが急ぐあまりにいろいろなそういう細かいところも目をやることなく進めたということにあるわけです。だとすれば、町としてもそういった、町村会なるか、直接町がということはないにせよ、やはりそういった、ちょっと待ちましょうよというようなことは言うべきではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祐君）

全国の知事会、報道関係でもとある県の知事が制度設計が不十分なままこのようないわゆる制

度を急ぎ過ぎて、こういった誤交付などがやっぱり起きているのはいかんというような話は結構報道関係でも話されております。当然私たちのほうでも急ぐあまりにやっぱり制度設計、細かいところのこういった人的なミスの部分が出てきておりますし、特にも対象となる様々な、当町で言えば、前まで臨時職員の部分が制度改革によって共済の対象になって、人数が増えることによって入力関係も短い期間で作業しなければいけないといった、そういった様々な、どうしてもミスが起きるような状況が続いていると、いわゆる人的ミス。そういった部分についてまず、そこは当然そういうミスが起きないように対処しなければいけないし、様々な課題が今、浮き彫りになってきているので、これは当然国に、県を通してそのような制度についての安全性の確保、担保していただきたいというようなことは声を上げていく必要性があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

マイナ保険証については、東洋経済オンラインが、5月20日付ですけれども、「マイナ保険証、トラブル続発が示すポンコツ実態」という見出しを大きくつけていました。

やはりこれは先ほど来、出ているように、急ぐというあまりこういうことが起きたと思うのです。先ほど前段で真籠議員がDXでしたっけか、本当によく私も分からぬわけですが、話聞いてふむふむと聞かせていただきました。やっぱりそういうことも含めて、結局昔は国民総背番号制と言ったと思うのですが、結局国としては、国民を監視するというか、そういったことにやっぱり非常に有効だと、みんな番号つけちゃうと。

それから企業の要求も今DX含めてあって、新しい産業を生み出すのだというようなことを一生懸命大企業なども拍車をかけ、それが何とかシティーとかそういったものにつながっているのだと思うのですよ。もう一つは、やっぱりそれで国民の側から出てきたという、必要性があつて求められて出てきたというよりは、やっぱりそこから出てきたというところに根本的な問題があるし、もう一つだけこの点で言いたいのは、やはり自治体の業務が増えていく、あるいはAIとかなんかそういうような新しい技術によって、人が要らなくなるというような話もある、効率化ですか。となると、やはり合理化に単に拍車がかかる。さらなる職員不足を引き起こすのではないかという心配があるわけですよ。

以前に東日本大震災の関係で話したと思うのですけれども、やはりあの大震災で自治体職員が減らされて、災害時の対応ができない、多分今もだと思うのですが、全国から応援に来てもらっているという状況、このまた台風が来るという中で、今年も自然災害がもう発生しているという状況あります。

そういう中で、この今でもこの業務に職員の人たちが苦労すると。さらに今後、職員不足になるようなことになっては、全く町民にとってはいいことないということだと思うので、最初にこの質問の取り上げた趣旨というか、国の責任なのだという立場なのだと。ただ安全性なり、この

マイナンバー関係が抱える課題、そこはやっぱり認識して取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次の質間に移りたいと思いますが、一箱図書館についてであります。

いずれ研究というか調査していくという答弁であります。もちろんやるかやらないか、研究もしながら、果たしていいものかということあると思います。まずこれ図書館ごとの関係では、この一箱本棚オーナー制度というのは、可能なのでしょうか、伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、図書館法上どうなのかというようなご質問かと思いますが、図書館法の第17条におきまして、公立の図書館は入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないというようなことが規定されております。それで、この一箱オーナー制度につきましては、当委員会でいろいろ調べたところ、公立の図書館でやっているというようなところは確認はできていないところでございますが、全国的に私設といいますか、民間の図書館で大体今、40から50ぐらいが設置されているというようなことで、東北でも2件か3件ぐらいという情報としては持っている状況でございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

資料でも本当はタブレットにアップすればよかったです、なかなかそこまで私もいかなかつたので、つまり30センチぐらいの箱に個人の本を1スペースを今答弁あったように、民間が今多分ほとんどだと思います。そこでそういうのをいっぱいまちなかの空き店舗などに置くというようなところから始まったようです。ここでは宮城県と福島にあるようですけれども。

それで、何がいいかと、多分平泉図書館ですと4万冊ぐらいなのですか、常時本は陳列しているのか、だと思うのですけれども、いわゆる専門的な、確か私調べたら、チョコレートの本とかという、そういうような趣味の方がいて、チョコレートの本ばかりここに置くとか、あとは釣りとか、なかなか多分町立図書館、やっぱり一関と比べて大きくはないですから、限られたり、それから常に新しいものが入ってくれれば入れ替わったりする。そういう中で、そういう趣味の本みたいなのもあるのだそうです。ということで、ふだん目にすることがない、昆虫ばかりの本とかね。そういうのが人気だったり、そこから新しい知識とか、そういうのが出て広がっているという話でした。

図書館法の話紹介いただきましたが、そのスペースを2,500円とか2,000円で借りて本を並べる人がいるのです。そして1か月でやると。60か70人ぐらいで1つの民間の本が、図書館ができるということあるようです。そして借りる人は、月500円出せば幾らでも借りられるというような仕組みになっているようですけれども、ボランティアなどで支えているというようなことな

のです。そういったふだんなかなかない本、書籍に触れる機会があるということで、そこで実は図書館のほうにもお邪魔し、シダックスの方にもちょっと交えてお話しもして、なかなか面白いというか、興味は示していただきました。いずれシダックスが運営しているとはいえ町立図書館ということ、図書館スペースではなくて、置くということもあるのかなとか、あるいは図書館の本ではないですから、管理の問題とあるのですね、それがちゃんと紛失しないようにとか、そんなこともいろいろ課題はあるようですが、いずれそういった点で、この辺ではいろいろ探究していただきたいが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

「一箱オーナー制度」の件につきましては、先ほどご説明いたしましたが、いずれも図書館法上、公立では無償で対応するというようなこともありますし、また著作権法のほうもいろいろと関係法令等いろいろと課題なり整理しながらというところもございます。

また、先ほど議員おっしゃるとおり、個人から借りた本の管理方法についてどうするかというようなところもございます。要求水準書でも蔵書は4万2,000冊程度と示しているところでもございますので、いずれにいたしましても、貸す側のメリットなり、エピカのメリットといいますか、エピカとも今後そこら辺を全国的な動向を注視しつつ調査研究してまいりたいと思ってございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

東京都の東久留米市の市立図書館では、さっきもこんなこと企画でやっていますよという話ありましたが、福袋の企画とか、あるいはこっちは「ひとハコ図書館」というので、この場合の「ひと」は人間の人なのですよね、そういうのをいろいろやったり、あるいは古本を1つの箱に入れたり、いろいろな企画を東久留米ではやっているようです。

例えば、小学校2つあるのですけれども、地域の方が何か面白い本というのもあるのかなとか、いろいろ考えました。ですので今回の質問を機会に、いろいろ探究し魅力あるエピカなり図書館なりのためにいろいろ努力していただきたいなど。ただ、私も心配したのは、それで図書館の人たちが仕事が増えて負担になつては駄目だなということは思ったので、そういったことも考えながら、ぜひとも取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は明日 9 日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後 3 時 3 0 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 佐 藤 孝 悟

同 千 葉 勝 男